

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-034-01

処 分 の 名 称	里山ふれあいセンターの使用の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市里山ふれあいセンター条例	
条 項	第3条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部森林ふれあい課
	電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>秦野市里山ふれあいセンター条例第3条 里山ふれあいセンターを使用しようとするものは、規則で定める期間内に申請をし、市長による使用の承認を受けなければならない。</p> <p>第2項 市長は、里山ふれあいセンターの管理及び運営上必要があると認めるときは、前項の使用の承認に条件を付することができる。</p> <p>(使用の不承認) 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、里山ふれあいセンターの使用を承認しない。</p> <p>(1) 危険物を使用する催して、災害が発生するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 里山ふれあいセンターの建物、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 第2条に定める里山ふれあいセンターの設置目的以外に物品の販売、広告、宣伝その他これらに類する営利を目的とする行為を行うと認めるとき。</p> <p>(5) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(6) その他市長が管理及び運営上支障があると認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-034-02

処 分 の 名 称	使用料等の還付	
根拠法令・条例等名	秦野市里山ふれあいセンター条例	
条 項	第7条	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部森林ふれあい課
	電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>条例第7条 第7条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 市長が、公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。</p> <p>(3) その他市長が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>秦野市里山ふれあいセンター条例施行規則第8条 第2項 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ、その可否を決定し、里山ふれあいセンター使用料還付通知書（第9号様式）又は里山ふれあいセンター使用料不還付通知書（第10号様式）により使用者に通知するものとする。</p> <p>第3項 使用料の還付を行う場合の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第7条第1号及び第2号に該当するときは、既納の使用料の全額とする。ただし、変更により既納の使用料に過納額が生じるときは、その過納額とする。</p> <p>(2) 条例第7条第3号に該当するときは、その都度市長が定める額とする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-034-03

処 分 の 名 称		使用料等の減免	
根拠法令・条例等名		秦野市里山ふれあいセンター条例	
条 項		第8条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部森林ふれあい課
		電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>秦野市里山ふれあいセンター条例施行規則第9条 第2項 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ、その可否を決定し、里山ふれあいセンター使用料減免承認通知書（第12号様式）又は里山ふれあいセンター使用料減免不承認通知書（第13号様式）により使用者に通知するものとする。 第3項 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。 (1) 本市が事業支援する、社会教育に係る団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。 (2) 本市又は指定管理者（条例第14条第1項に規定する指定管理者をいう。）が主催する事業のために使用するときは、免除する。 (3) 本市で活動する、社会福祉に係る団体、子育て支援に係る団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。 (4) 前3号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。 (5) 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するときは、免除する。 (6) 前号に掲げる高等学校及び大学以外の高等学校又は大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。 (7) 市内の中学校又は高等学校（これらに準じる学校を含む。）が部活動として使用するときは、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。 (8) 本市に所在する森林組合、生産森林組合又は共有林の管理組合が、その事業のために使用するときは、免除する。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-034-04

処 分 の 名 称		特別の設備等の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市里山ふれあいセンター条例	
条 項		第11条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部森林ふれあい課
		電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>秦野市里山ふれあいセンター条例第11条 使用者は、里山ふれあいセンターの使用に当たっては、特別の設備をし、又は備付けの設備を変更することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考		様式なし	

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-034-05

処 分 の 名 称		原状回復義務の免除の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市里山ふれあいセンター条例	
条 項		第23条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部森林ふれあい課
		電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>秦野市里山ふれあいセンター条例第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-034-06

処 分 の 名 称	使用の取消し・変更の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市里山ふれあいセンター条例施行規則	
条 項	第7条第2項	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部森林ふれあい課
	電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>内容変更の審査基準は条例第4条を適用する。</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、里山ふれあいセンターの使用を承認しない。</p> <p>(1) 危険物を使用する催しで、災害が発生するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 里山ふれあいセンターの建物、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 第2条に定める里山ふれあいセンターの設置目的以外に物品の販売、広告、宣伝その他これらに類する営利を目的とする行為を行うと認めるとき。</p> <p>(5) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(6) その他市長が管理及び運営上支障があると認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-034-07

処 分 の 名 称		使用時間の延長・繰上げの承認	
根拠法令・条例等名		秦野市里山ふれあいセンター条例施行規則	
条 項		第11条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部森林ふれあい課
		電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	秦野市里山ふれあいセンター条例施行規則第11条第2項 市長は、前項の規定により申請があったときは、直ちに内容を審査のうえ、その可否を決定し、里山ふれあいセンター使用時間延長・繰上承認通知書兼領収書（第16号様式）又は里山ふれあいセンター使用時間延長・繰上不承認通知書（第17号様式）により使用者に通知するものとする。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	直ちに内容を審査し通知する	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-034-08

処 分 の 名 称	林道ゲート鍵の貸出しの許可	
根拠法令・条例等名	秦野市市営林道管理規則	
条 項	第6条第4項	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部森林ふれあい課
	電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>秦野市市営林道管理規則第6条</p> <p>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区間を定めて、林道の通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(1) 林道の損傷、決壊等の理由により通行することが危険であるとき。</p> <p>(2) 林道に関する工事を行うとき。</p> <p>(3) 土砂の崩壊のおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他林道の管理上又は安全上必要と認めるとき。</p> <p>第2項 市長は、車両の重量により林道の保全に支障が生じるおそれがあると認めるときは、その車両の通行を禁止し、又はその車両の積載物の重量を軽減させることができる。</p> <p>第3項 市長は、林道の利用状況に応じて、林道上の必要な場所にゲートを設置し、及び施錠することができる。</p> <p>第4項 前項の規定により施錠した区域を通行する必要があるものは、林道ゲート錠貸出申請書（第15条に定める第1号様式をいう。）により申請し、市長の許可を得なければならない。この場合において、市長は、林業経営又は森林の適正な管理のために必要であるとき、その他特に通行の必要があると認める場合に限り、許可するものとする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	請求日の翌日から起算して7日間
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-034-09

処 分 の 名 称	林道の工事の許可	
根拠法令・条例等名	秦野市市営林道管理規則	
条 項	第7条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部森林ふれあい課
	電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	秦野市市営林道管理規則第7条 本市以外のものが林道に係る工事を実施しようとするときは、あらかじめ市長の許可を得なければならない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		12-034-10
処 分 の 名 称		林道の占用(目的外使用)の許可
根拠法令・条例等名		秦野市市営林道管理規則
条 項		第8条第1項
所 管 部 課 等		部課等名 環境産業部森林ふれあい課
		電話番号 0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>秦野市市営林道管理規則第9条</p> <p>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、林道の占用又は目的外使用を許可しない。</p> <p>(1) 林業経営又は森林の適正な管理のための通行に支障をきたすおそれがあるとき。</p> <p>(2) 林道を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 周辺の自然環境の保全に支障をきたすおそれがあるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	請求日の翌日から起算して14日間
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-034-11

処 分 の 名 称		林道の占用(目的外使用)の変更許可	
根拠法令・条例等名		秦野市市営林道管理規則	
条 項		第12条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部森林ふれあい課
		電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>秦野市市営林道管理規則第12条 林道の占用又は目的外使用の許可を受けたものは、その許可を受けた内容を変更しようとするときは、市長にあらかじめ協議し、その許可を得なければならない。</p> <p>変更の許可基準 規則第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、林道の占用又は目的外使用を許可しない。 (1) 林業経営又は森林の適正な管理のための通行に支障をきたすおそれがあるとき。 (2) 林道を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。 (3) 周辺の自然環境の保全に支障をきたすおそれがあるとき。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-035-01

処 分 の 名 称	指定処理施設への搬入の許可	
根拠法令・条例等名	秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	
条 項	第11条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	環境資源対策課
	電話番号	0463-82-4401
基 準	法令基準	<p>秦野市伊勢原市環境衛生組合の清掃施設に関する条例 （ごみの搬入） 第5条 秦野市及び伊勢原市は、次に掲げる清掃施設にごみを搬入することができる。</p> <p>(1) 伊勢原清掃工場 伊勢原市三ノ宮1918番地 (2) はだのクリーンセンター 秦野市曾屋4624番地</p> <p>2 前項の規定に関わらず、次に掲げる者は、第7条に規定する手数料を納めることにより、ごみを前項各号に規定する清掃施設に搬入することができる。この場合において、搬入する清掃施設は、組合長が指定する。</p> <p>(1) 法第7条第1項の規定により秦野市長又は伊勢原市長の許可を受けた者 (2) 前号以外の者で自ら搬入することについて秦野市長又は伊勢原市長の許可又は承認を受けたもの</p> <p>3 前項各号に規定する者は、次に掲げるものを搬入し、又はごみに混入してはならない。</p> <p>(1) 有毒性物質を含むもの (2) 著しく悪臭を発するもの (3) 危険性のあるもの (4) 不燃のごみ（前項第1号に該当する者に限る。） (5) 前各号に掲げるもののほか、ごみの処理を著しく困難にし、又は施設の機能に支障を及ぼすおそれのあるもの生活環境の保全上特に適正な処理を必要とするもの及び本市の行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>4 第2項各号に規定する者は、ごみを衛生的に搬入するとともに、その搬入時には、組合長の指示に従わなければならない。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 申請時に現物を確認し、速やかに許可するものであるため。
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-035-02

処 分 の 名 称		手数料の減免	
根拠法令・条例等名		秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	
条 項		第20条第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課（動物の死体・粗大ごみ） 生活環境課（し尿）
		電話番号	環境資源対策課 0463-82-4401 生活環境課 0463-86-6037
基 準	法令基準	秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （一般廃棄物処理手数料） 第20条 3 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第1項に定める手数料を減免することができる。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合は その理由）	未設定 速やかに減免する必要があるため。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-035-03

処 分 の 名 称		手数料の還付	
根拠法令・条例等名		秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	
条 項		第21条第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課（一般廃棄物収集運搬業等） 生活環境課（浄化槽清掃業）
		電話番号	環境資源対策課 0463-82-4401 生活環境課 0463-86-6037
基 準	法令基準	秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （一般廃棄物収集運搬業等及び浄化槽清掃業の許可申請手数料等） 第21条 3 既納の手数料は、特別の理由があると市長が認めるときを除き、還付しない。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合は その理由）	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-035-04

処 分 の 名 称		証紙の返還等	
根拠法令・条例等名		秦野市証紙条例	
条 項		第7条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課
		電話番号	0463-82-4401
基 準	法令基準	<p>秦野市証紙条例 (証紙の返還等) 第7条 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換することができない。ただし、第3条の規定による証紙の種類及び形式を変更し、若しくは廃止したとき、又は第5条第1項の規定による販売者の指定を取り消したとき、その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-037-01

処 分 の 名 称		田原ふるさと公園内での行為の許可(変更許可)	
根拠法令・条例等名		秦野市田原ふるさと公園条例	
条 項		第5条第1項及び第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部農業振興課
		電話番号	0463-82-9626
基 準	法令基準	秦野市田原ふるさと公園条例第5条第1項から第2項 ・許可の対象となる行為(第5条第1項) (1) 集会その他これらに類する催しのため、田原ふるさと公園の施設の全部又は一部を独占して使用すること。 (2) 物品の販売、募金その他これに類する行為をすること。 (3) 張り紙をし、又は広告類を掲出し、若しくは頒布すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、許可を受けなければならないものとして市長が必要と認める行為をすること。 ・許可しない行為(第5条第2項) (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (4) その他管理上支障があると認めるとき。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 申請があつてから、できる限り速やかに処理している。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-037-02

処 分 の 名 称		分担金徴収猶予の承認
根拠法令・条例等名		秦野市農地災害復旧事業分担金徴収条例
条 項		第 4 条
所 管 部 課 等		部課等名 環境産業部農業振興課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 2 6
基 準	法令基準	災害その他やむを得ない理由によりその受益者が分担金を納付することが困難であると認めるとき
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	分担金の納期限は、納入通知書を発行した日の翌日から起算して 30日後（同条例第3条）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-038-01

処 分 の 名 称		駐車料金の免除	
根拠法令・条例等名		秦野市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例	
条 項		第9条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部産業振興課
		電話番号	0463-82-9646
基 準	法令基準	秦野市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例第9条及び秦野市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第7条 内容は別紙のとおり(別添：様式 I 別紙【駐車料金の免除】)	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

秦野市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例

(駐車料金の免除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させるときは、駐車料金を免除することができる。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 国又は他の地方公共団体の職員が防災活動を行うために使用する自動車
- (3) 前2号に規定するもののほか、市長が特に必要と認める自動車

秦野市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

(駐車料金の免除)

第7条 条例第9条第3号に規定する市長が特に必要と認める自動車は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 国又は他の地方公共団体の職員が防災活動を行うために使用する自動車
- (3) 前2号に規定するもののほか、市長が特に必要と認める自動車

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-038-02

処 分 の 名 称		奨励処置の決定	
根拠法令・条例等名		秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例	
条 項		第9条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部産業振興課
		電話番号	0463-82-9646
基 準	法令基準	<p>条例及び秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例施行規則第4条、第5条、第6条 (奨励処置の要件)</p> <p>第3条 市長は、立地をする事業者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、奨励処置をとるものとする。</p> <p>(1) 事業者の投下資本額(立地をするために要した費用のうち、固定資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1号に規定する固定資産をいう。以下同じ。)の取得に要した費用の総額をいう。)の合計が3億円以上(土地企業等がない場合は、1億5千万円以上)であること。</p> <p>(2) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。</p> <p>(3) 令和13年3月31日までに操業を開始すること。</p> <p>(4) 規則で定める業種であること。</p> <p>(5) 事業活動等が規則で定める環境の保全に配慮したものであること。</p> <p>2 市長は、施設再整備をする事業者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、奨励処置をとるものとする。</p> <p>(1) 事業者の施設再整備に係る投下資本額(建築及び償却資産の取得に要した費用の総額をいう。)が3億円以上(中小企業者にあつては1億5千万円以上)であること。</p> <p>(2) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。</p> <p>(3) 令和13年3月31日までに施設再整備に係る施設の操業を開始すること。</p> <p>(4) 規則で定める業種であること。</p> <p>(5) 事業活動等が規則で定める環境の保全に配慮したものであること。</p> <p>(6) 施設再整備について、説明会等の適切な方法により近隣住民に周知するとともに、十分な調整に努めること。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-038-03

処 分 の 名 称		奨励処置の承継の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例	
条 項		第12条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部産業振興課
		電話番号	0463-82-9646
基 準	法令基準	<p>秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例施行規則第12条 (奨励処置の承継の承認)</p> <p>第12条 条例第12条の承認を受けようとする者は、奨励処置適用承継承認申請書(第14号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 承継した事実を証明する書類 (2) 承継した企業等の事業内容を明らかにする書類 (3) 承継した企業等の国税、都道府県税及び市町村税が完納していることを証明する書類 (4) 承継した企業等の商業登記事項証明書(企業等が個人の場合にあっては、住民票の写し) (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、その申請をした企業等に奨励処置適用承継承認・不承認通知書(第15号様式)により通知するものとする。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 (固定資産税等の課税免除) 操業開始30日以内に申請をすることとなっているが、固定資産税 の課税額が確定した後に、確認を行うため、決定は年度末とな る。 (その他) 申請後、本市の産業振興に寄与するものであるか等、専門家の意 見を聞きながら審査を進めるため。
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-039-01

処 分 の 名 称		供給の申込み	
根拠法令・条例等名		秦野市温泉供給条例	
条 項		第4条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部観光振興課
		電話番号	0463-82-9648
基 準	法令基準	<p>温泉の供給を受けようとする者は、市長に申込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、温泉の供給について必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。</p> <p>3 市長は、温泉の給湯量を確保することができないと認めるときは、温泉の供給を承認しない。</p> <p>(供給対象者)</p> <p>第3条 温泉の供給を受けることができる者(第13条第1号において「供給対象者」という。)は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業を行う者で、温泉を営業用として使用しようとするもの</p> <p>(2) 社会福祉施設その他これに類する施設においてその目的のために事業を行う者で、温泉をその事業のために使用しようとするもの</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-039-02

処 分 の 名 称		変更、廃止等の手続	
根拠法令・条例等名		秦野市温泉供給条例	
条 項		第6条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部観光振興課
		電話番号	0463-82-9648
基 準	法令基準	<p>受給者は、第4条第1項の規定により承認を受けた給湯量を変更しようとするときは、市長に申込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 受給者は、第4条第1項の承認の内容(給湯量及び次条に定める地位の承継に係るものを除く。)について変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>3 受給者は、温泉の受給を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-039-03

処 分 の 名 称		温泉料金の減額の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市温泉供給条例	
条 項		第12条第4項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部観光振興課
		電話番号	0463-82-9648
基 準	法令基準	市長は、必要があると認めるときは、温泉料金を減額することができる。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-039-04

処 分 の 名 称	使用の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市鶴巻温泉弘法の里湯条例	
条 項	第4条第2項及び第9条	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部観光振興課弘法の里湯担当
	電話番号	0463-69-2641
基 準	法令基準	<p>(使用の承認) 第4条 (略) 2 専用施設を使用しようとするものは、規則で定める期間内に申請をし、市長による承認を受けなければならない。</p> <p>(使用の不承認) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、専用施設の使用を承認しない。 (1) 危険物を使用する催して、災害が発生するおそれがあると認めるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (3) 弘法の里湯の建物、施設、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (4) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認めるとき。 (5) その他市長が管理及び運営上支障があると認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即時
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-039-05

処 分 の 名 称		使用料等の還付
根拠法令・条例等名		秦野市鶴巻温泉弘法の里湯条例
条 項		第8条
所 管 部 課 等		部課等名 環境産業部観光振興課弘法の里湯担当
		電話番号 0463-69-2641
基 準	法令基準	既納の使用料及び利用料は、還付しない。ただし、共用施設又は専用施設を使用するものの責めに帰することができない理由により使用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-039-06

処 分 の 名 称		弘法の里湯の使用料の減免	
根拠法令・条例等名		秦野市鶴巻温泉弘法の里湯条例	
条 項		第7条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部観光振興課弘法の里湯担当
		電話番号	0463-69-2641
基 準	法令基準	秦野市鶴巻温泉弘法の里湯条例施行規則第7条第3項 (1) 平日において、入浴に際して介助者を要する者、車椅子利用者又は専用施設での入浴が適当であると市長が認める者 (2) 平日において、本市内の団体が公共的な活動のために貸切休憩室を使用するとき (3) 共用施設又は専用施設(貸切浴室に限る。)を使用する者が10回使用したとき(駐車場を10回利用したときを含む。) (4) 弘法の里湯での滞在時間が2時間を超える場合で、弘法の里湯に設置された店舗又はマッサージルームを利用する者がその利用で1人1,000円以上を支払ったとき (5) 条例第2条に規定する弘法の里湯の設置目的を増進するための使用で、市長が公益上必要と認めるとき	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即時	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-039-07

処 分 の 名 称		特別の設備等	
根拠法令・条例等名		秦野市鶴巻温泉弘法の里湯条例	
条 項		第12条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部観光振興課弘法の里湯担当
		電話番号	0463-69-2641
基 準	法令基準	専用施設使用者は、その使用に当たっては、特別の設備をし、又は備付けの設備を変更することができない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	即時	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-039-08

処 分 の 名 称		使用の承認
根拠法令・条例等名		秦野市名水はだの富士見の湯条例
条 項		第 4 条 第 2 項 及 び 第 8 条
所 管 部 課 等		部課等名 環境産業部観光振興課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 8
基 準	法令基準	<p>(使用の承認) 第4条 (略) 2 専用施設を使用しようとするものは、規則で定める期間内に申請をし、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(使用の不承認) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、共用施設又は専用施設の使用を承認しない。 (1) 危険物を使用する催しで、災害が発生するおそれがあると認めるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (3) 富士見の湯の建物、施設、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (4) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認めるとき。 (5) その他市長が管理及び運営上支障があると認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-039-09

処 分 の 名 称		使用料の減免	
根拠法令・条例等名		秦野市名水はだの富士見の湯条例	
条 項		第 6 条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部観光振興課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 8
基 準	法令基準	<p>市長は、規則で定めるところにより共用施設又は専用施設の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><秦野市名水はだの富士見の湯条例施行規則第8条（使用料減免の申請手続、基準等）第3項> 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 地元自治会が主催する会議又は事業のために貸切休憩室を使用するときは、貸切休憩室使用料を50パーセント減額する。</p> <p>(2) 共用施設を使用する者が10回の使用料を納付したときは、次の1回分の使用料を免除する。</p> <p>(3) 共用施設を使用する者が事前に本市が発行した割引券(有効期間内のものに限る。)を使用するときは、その割引率に応じた使用料を減額する。</p> <p>(4) 富士見の湯の設置目的を増進するための使用で、市長が公益上必要と認めるときは、市長がその都度定める額を減額する。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-039-10

処 分 の 名 称		使用料等の還付
根拠法令・条例等名		秦野市名水はだの富士見の湯条例
条 項		第7条
所 管 部 課 等		部課等名 環境産業部観光振興課
		電話番号 0463-82-9648
基 準	法令基準	既納の使用料及び利用料は、還付しない。ただし、共用施設（入浴施設、休憩施設及び飲食提供施設）又は専用施設（貸切浴室及び貸切休憩室）を使用するものの責めに帰することができない理由により使用することができなくなったときは、その全額又は一部を還付することができる。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-039-11

処 分 の 名 称		特別の設備等	
根拠法令・条例等名		秦野市名水はだの富士見の湯条例	
条 項		第 1 1 条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部観光振興課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 8
基 準	法令基準	専用施設の使用者は、その使用に当たっては、特別の設備をし、又は備付けの設備を変更することができない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-039-12

処 分 の 名 称	指定管理者による原状回復の免除の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市名水はだの富士見の湯条例	
条 項	第 2 5 条	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部観光振興課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 8
基 準	法令基準	指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-039-13

処 分 の 名 称		使用の承認
根拠法令・条例等名		秦野市表丹沢野外活動センター条例
条 項		第5条第1項
所 管 部 課 等		部課等名 環境産業部観光振興課
		電話番号 0463-82-9648
基 準	法令基準	表丹沢野外活動センター条例第6条に規定のとおり 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、野外活動センターの使用を承認しない。 (1) 危険物を使用する催しで、災害が発生するおそれがあると認めるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (3) 野外活動センターの施設又は附属設備若しくは器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (4) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (5) その他市長が管理及び運営上支障があると認めるとき。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 一般の方はネット申込のため、申し込み次第承認となり、減免団体は電話申込のみとなり、その場で承認となるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-039-14

処 分 の 名 称		使用料の還付
根拠法令・条例等名		秦野市表丹沢野外活動センター条例
条 項		第 9 条
所 管 部 課 等		部課等名 環境産業部観光振興課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 8
基 準	法令基準	秦野市表丹沢野外活動センター条例施行規則第 9 条 内容は別添：様式 1 【使用料の還付】のとおり
	審査基準	法令基準のとおり
	更 新 日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	秦野市表丹沢野外活動センター条例施行規則第 9 条第 3 号第 2 項 内容は別添：様式 1 【使用料の還付】のとおり
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

第9条 条例第9条ただし書の規定により使用料及び利用料(以下「使用料等」という。)の還付を受けようとするものは、野外活動センター使用料等還付申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ、その可否を決定し、野外活動センター使用料等還付(不還付)通知書(第6号様式)により使用者に通知するものとする。

3 使用料等の還付を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第9条第1号又は第2号に該当するときは、既納の使用料等の全額とする。

ただし、変更により既納の使用料等に過納額が生じるときは、その過納額とする。

(2) 条例第9条第3号に該当するときは、次の表のとおり使用料等を還付する。

使用の取消し又は変更を申し出た日	還付する使用料
使用日の8日前まで	既納の使用料(変更により過納額が生じるときは、その過納額。以下この表において同じ。)の全額
使用日の7日前から5日前まで	既納の使用料の80パーセント
使用日の4日前から前日まで	既納の使用料の50パーセント

備考 貸出物品の利用料は、全額還付する。

(3) 条例第9条第4号に該当するときは、その都度市長が定める額とする。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-039-15

処 分 の 名 称		使用料等の減免
根拠法令・条例等名		秦野市表丹沢野外活動センター条例
条 項		第 10 条
所 管 部 課 等		部課等名 環境産業部観光振興課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 8
基 準	法令基準	秦野市表丹沢野外活動センター条例施行規則第 10 条第 3 項 内容は別添：様式 1 【使用料の還付】のとおり
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 減免団体は電話のみの申込となり、その場で減免の確認ができる ため
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

- 3 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。
- (1) 本市が事業支援する、社会教育に係る団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するとき、免除する。
 - (2) 本市又は指定管理者(条例第 17 条第 1 項に規定する指定管理者をいう。)が主催する事業のために使用するとき、免除する。
 - (3) 本市で活動する、青少年育成団体、青少年団体、社会福祉に係る団体、子育て支援に係る団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。)が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するとき、免除する。
 - (4) 前 3 号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するとき、減額し、その額は、使用料に 2 分の 1 を乗じて得た額(50 円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50 円を超え 100 円未満の端数が生じたときはその端数を 50 円とする。第 6 号、第 9 号及び第 10 号において同じ。)とする。
 - (5) 市内の学校等又は市内の高等学校若しくは本市と提携事業を実施する大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するとき、免除する。
 - (6) 前号に掲げる学校等並びに高等学校及び大学以外の学校等又は高等学校若しくは大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するとき、減額し、その額は、使用料に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。
 - (7) 市内の中学校又は高等学校(これらに準じる学校を含む。)が部活動として使用するとき、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。
 - (8) 本市に所在する森林組合、生産森林組合又は共有林の管理組合が、その事業のために使用するとき、免除する。
 - (9) 国又は他の地方公共団体が主催する事業のために使用するとき、減額し、その額は、使用料に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。
 - (10) その他使用の目的が公益上による場合で市長が特別の理由があると認めるときは、免除し、又は減額し、その額は、使用料に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-039-16

処 分 の 名 称		特別の施設等の承認
根拠法令・条例等名		秦野市表丹沢野外活動センター条例
条 項		第 1 3 条
所 管 部 課 等		部課等名 環境産業部観光振興課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 8
基 準	法令基準	(特別の設備等) 第 1 3 条 使用者は、野外活動センターの使用に当たり、特別の設備をし、又は備付けの設備を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-039-17

処 分 の 名 称	原状回復義務の免除の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市表丹沢野外活動センター条例	
条 項	第 1 4 条 第 1 項	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部観光振興課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 8
基 準	法令基準	(原状回復の義務) 第 1 4 条 使用者は、野外活動センターの使用を終了したとき、又は前条の規定により特別の設備をし、若しくは備付けの設備を変更したときは、使用後直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-039-18

処 分 の 名 称		使用の取消し・変更の承認
根拠法令・条例等名		秦野市表丹沢野外活動センター条例施行規則
条 項		第8条第3項
所 管 部 課 等		部課等名 環境産業部観光振興課
		電話番号 0463-82-9648
基 準	法令基準	<p>(使用承認の取消し及び変更の手続)</p> <p>第8条 使用者は、申請を取り消し、又は使用時間若しくは使用内容を変更しようとするときは、野外活動センター申請取消・変更承認申請書(第3号様式)に、既に交付された使用承認書兼領収書を添えて、使用を開始する日時までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、インターネットにより電子文書等で申請した場合で、申請の取消し又は変更に必要な事項が記載されているときは、その電子文書等をもって同項に定める申請取消・変更承認申請書に代えることができる。</p> <p>3 市長は、前2項の規定により申請があったときは、その可否を決定し、野外活動センター申請取消・変更承認(不承認)通知書(第4号様式)により使用者に通知するものとする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、申請の承認(不承認)に必要な事項を記載した電子メールを使用者に送信することをもって、使用承認の取消し又は変更の承認(不承認)の通知に代えることができる。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-039-19

処 分 の 名 称		物品販売行為等の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市表丹沢野外活動センター条例施行規則	
条 項		第 1 5 条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部観光振興課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 8
基 準	法令基準	(物品販売行為等の禁止) 第15条 何人も、野外活動センター内において物品販売、広告、 宣伝、寄附の募集その他これに類する行為をしてはならない。た だし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-041-01

処 分 の 名 称		奨励処置の適用に係る事業計画の認定（不認定）
根拠法令・条例等名		秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例
条 項		第3条第1項
所 管 部 課 等	部課等名	秦野駅北口にぎわい創造担当
	電話番号	0463-82-9615
基 準	法令基準	奨励措置の適用を受けるため提出された事業計画が、秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例（令和4年3月25日条例第3号）第3条第2項に定める要件を満たすもの。 内容は別紙のとおり（別添：様式1別紙【奨励処置の適用に係る事業計画の認定】）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合は その理由）	未設定 申請の認定に当たり、秦野市にぎわいのあるまちづくり審議会へ申請内容の諮問を要するものであり、申請対象となる施設が大規模なものであることも想定されることから、状況に応じて個別具体的に審査することが望ましいと考えられるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例

令和4年3月25日

条例第3号

(事業計画の認定)

第3条 奨励処置の適用を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、立地又は施設再整備に係る事業計画をあらかじめ市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の事業計画が提出された場合において、その事業計画が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、その認定をするものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、事業計画の認定に条件を付することができる。

(1) 立地又は施設再整備に係る事業用施設の規模が次のいずれにも該当すること。

ア 事業者の投下資本額の合計が3億円以上（土地の取得がないときは、1億5千万円以上）であること。

イ 敷地面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、建築物の容積率が都市計画用途地域に定める容積率の上限の5分の3以上であること。

ウ 地階を除く階数が3階以上であること。

(2) 立地又は施設再整備に係る事業用施設の主たる用途が駅周辺のにぎわいづくり及び持続的な都市の発展につながるものとして、規則で定めるものであること。

(3) 納期限の到来した国税、都道府県税、市町村税及び特別区税を完納している事業者のものであること。

(4) 令和9年12月31日までに事業活動（施設再整備のときは、それにより建築をした事業用施設での事業活動をいう。以下同じ。）を開始すること。

(5) 事業について近隣住民に周知され、十分に調整されたものであること。

(6) 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団員等による事業でないこと。

3 前項の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、第1項の規定により認定を受けた事業計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-041-02

処 分 の 名 称		奨励処置の適用の認定（不認定）
根拠法令・条例等名		秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例
条 項		第8条第2項
所 管 部 課 等		部課等名 秦野駅北口にぎわい創造担当
		電話番号 0463-82-9615
基 準	法令基準	秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例（令和4年3月25日条例第3号）第8条において、申請内容を速やかに審査することとしているが、基準は未設定である。 審査に当たっては、商業地における土地活用を奨励し、企業等の立地及び施設再整備を推進する目的で設置された秦野市にぎわいのあるまちづくり審議会へ申請内容を諮ることとしている。 また、申請の性質から、諸条件を総合的に判断すべきものであるため、基準を明文化していない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 申請の認定に当たり、秦野市にぎわいのあるまちづくり審議会へ申請内容の諮問を要するものであり、申請対象となる施設が大規模なものであることも想定されることから、状況に応じて個別具体的に審査することが望ましいと考えられるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例

令和4年3月25日

条例第3号

(奨励処置の適用の申請)

第8条 奨励処置の適用を受けようとする認定事業者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、奨励処置の適用の可否を決定し、その申請をした者に文書により通知するものとする。

秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例施行規則

(奨励処置の申請等)

第7条 条例第8条第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる奨励処置の区分に応じ、それぞれの各号に定める申請書により行わなければならない。この場合において、第1号の申請は、その固定資産を認定事業計画に係る事業（以下この項において「認定事業」という。）のために使用することとなった日の属する年の翌年の1月31日（認定事業のために使用することとなった日が1月1日である場合は、その日の属する年の1月31日）までに、第2号の申請は、認定事業者のうち認定事業に係る事業用施設で事業活動をする企業等（以下この条において「活動企業等」という。）がその事業活動を開始する日以後30日以内に、第3号の申請は、活動企業等が事業活動を開始する日から1年6か月を経過する日以後30日以内に行うものとする。

(1) 固定資産税等の課税免除 固定資産税等課税免除適用申請書（第5号様式）

(2) 企業立地等奨励金の交付 企業立地等奨励金交付申請書（第6号様式）

(3) 雇用促進奨励金の交付 雇用促進奨励金交付申請書（第7号様式）

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、その申請の内容に対応しないものとして市長が申請ごとに指定するものについては、申請書に添付することを要しない。

(1) 事業活動を開始したことを証明する書類

(2) 投下資本額の明細書

(3) 土地及び家屋の登記事項証明書

- (4) 国税、都道府県税、市町村税及び特別区税の納付を証明する書類
- (5) 商業登記事項証明書
- (6) 課税免除の対象となる固定資産の明細書
- (7) 活動企業等が新規に従業員を雇用し、かつ、１年以上継続して雇用していることを証明する書類及びその従業員が雇用時から雇用促進奨励金申請時まで引き続き本市に住所を有することを証明する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-041-03

処 分 の 名 称		中心市街地整備推進機構の申請に対する指定	
根拠法令・条例等名		秦野市中心市街地整備推進機構の指定に関する規則	
条 項		第3条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	秦野駅北口にぎわい創造担当
		電話番号	0463-82-9615
基 準	法令基準	秦野市中心市街地整備推進機構の指定に関する規則（令和6年6月10日規則第25号）第2条に定める次の業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人 (1) 秦野市内に事業所を有すること。 (2) 定款において、まちづくりの推進を活動目的としていること。 (3) 同条に規定する業務の全部又は一部を適正かつ確実にを行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経済的基礎を有すること。 (4) 関係する行政機関、中心市街地活性化に取り組む民間組織と十分な連携を図ることができると認められること。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 申請実績が少なく、将来的にも多くの申請数は見込まれないことから、申請があった際は状況に応じて個別具体的に審査することが想定されるため。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-044-01

処 分 の 名 称		市営住宅の入居決定
根拠法令・条例等名		秦野市市営住宅条例
条 項		第 2 4 条 第 2 項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部交通住宅課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2
基 準	法令基準	秦野市市営住宅条例第 2 2 条、2 5 条及び秦野市市営住宅条例施行規則第 7 条 内容は別紙のとおり(別添：様式 1 別紙【市営住宅の入居者の決定】)
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請日の翌日から起算して 6 0 日間
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
備 考		

秦野市市営住宅条例

(入居者の資格)

第 22 条 市営住宅に入居しようとする者は、次の各号のいずれの条件(次項第 3 号に掲げる者にあつては、第 4 号に規定する条件を除く。)も具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。

(2) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 前条各号のいずれかに該当する場合 21 万 4 千円(前条第 4 号に掲げる場合であつて、その災害発生の日から 3 年を経過した後は、15 万 8 千円)

イ アに掲げる場合以外の場合 15 万 8 千円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) 本市に住所を有して 1 年以上の居住期間を有する者又は本市内において事業を営む事業所等に引き続き 1 年以上勤務している者であること。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(第 58 条において「暴力団員」という。)でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項第 2 号から第 5 号までに規定する条件(第 3 号に掲げる者にあつては、前項第 4 号に規定する条件を除く。)を具備する次に掲げる者は、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合にあつても、規則で定める規模の市営住宅に入居することができる。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60 歳以上の者

(2) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第 1 条第 2 項に規定する被害者で、次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、その命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(4) 前条第1号に該当する者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する3級に該当する程度の者を含む。)

3 市長は、入居の申込みに係る者が前項ただし書に該当するかどうかを判断しようとする場合において、必要があると認めるときは、その者と面接し、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査することができる。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、市営住宅に入居しようとする者の具備すべき条件について規則で定めることができる。

(入居者の選考)

第25条 入居の申込みをした者(以下「入居申込者」という。)の数が入居できる市営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当する者を選考して入居者を決定する。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居することにより著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風紀上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な理由による立ち退きの要求を受けたが、適当な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき理由による場合を除く。)

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔な地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者

- 2 市長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者の数が入居できる市営住宅の戸数を超える場合においては、公開抽せんにより入居者を決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、第1項各号のいずれかに該当する入居申込者が、速やかに市営住宅に入居することを必要としている場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、公開抽せんによらないで、優先的に入居者として決定することができる。
 - (1) 20歳未満の子を扶養し、かつ、その者の世帯が母子又は父子の世帯であるとき。
 - (2) 60歳以上の者であり、かつ、規則で定める親族とのみ現に同居し、又は同居しようとするとき。
 - (3) 第21条第1号若しくは第22条第2項第3号に規定する者であるとき、又はその者の世帯に第21条第1号若しくは第22条第2項第3号に規定する者がいるとき。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特別な事情があると認めるとき。

秦野市市営住宅条例施行規則

(入居資格の制限)

- 第7条 条例第22条第1項第4号に規定する1年以上の居住期間を有する者とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく届出をしてから1年以上引き続き本市内に居住する者とする。
- 2 条例第22条第2項ただし書に規定する常時の介護を必要とする者とは、身体上又は精神上の著しい障害を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 常時床に就いた状態であり、かつ、その状態が継続すると認められる者
 - (2) 常時床に就いた状態ではないが、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の大半を介護によらなければならない状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者
 - 3 条例第22条第4項に規定する市営住宅に入居しようとする者の具備すべき条件とは、市民税等本市が賦課徴収する諸税等の滞納がないこととする。ただし、秦野市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（平成27年4月1日施行）の規定により策定された支援プランに基づく本市の継続的な支援を受けている者については、この限りでない。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-044-02

処 分 の 名 称		社会福祉法人等の使用手続	
根拠法令・条例等名		秦野市市営住宅条例 秦野市市営住宅条例施行規則	
条 項		条例第60条第1項・第2項 規則第52条第1項・第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部交通住宅課
		電話番号	0463-82-9642
基 準	法令基準	<p>(条例第60条)</p> <p>市長は、法第45条第1項に規定する社会福祉法人等が同項に規定する事業を運営するために必要である場合において、市営住宅の応募倍率等の市民の住宅困窮状況を考慮し、適正かつ合理的な管理に支障がないと認めるときは、国土交通大臣の承認を得た後、管理上の条件を付して市営住宅を住宅としてその社会福祉法人等に使用させることができる。</p> <p>2 前項の規定により市営住宅を使用しようとする社会福祉法人等は、規則で定める手続により市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(規則第52条)</p> <p>社会福祉法人等は、条例第60条第2項の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより、使用の申請をしなければならない。</p> <p>2 市長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、その申請に対する処分を決定し、その申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに市営住宅の使用開始日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を社会福祉法人等に通知するものとする。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請日の翌日から起算して30日間
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-044-03

処 分 の 名 称	定住化促進住宅の入居者の決定	
根拠法令・条例等名	秦野市定住化促進住宅条例	
条 項	第 5 条 第 2 項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部交通住宅課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2
基 準	<p>秦野市定住化促進住宅条例第 4 条並びに秦野市定住化促進住宅条例施行規則第 3 条及び第 4 条</p> <p>条例第 4 条 (入居の資格) 第 4 条 ミライエ秦野への入居の申込みができる者は、その申込みの時点において、次のいずれの要件も満たすものとする。 (1) 若年夫婦又は子育て夫婦に該当する者であること。 (2) その夫婦の1か月当たりの所得金額が規則で定める基準額を超えること。 (3) ミライエ秦野からの退去後、引き続き本市内に定住する意思があること。 (4) 市税等の滞納がないこと。</p> <p>規則第 3 条及び第 4 条 (若年夫婦及びその制限年齢並びに胎児) 第 3 条 条例第 2 条第 1 号で定める若年夫婦は、世帯構成員が世帯主とその配偶者のみの夫婦とする。 2 条例第 2 条第 1 号の規定により規則で定める年齢は、満 40 歳とする。 3 条例第 2 条第 2 号で定める児童には、胎児を含むものとする。 (所得に係る基準額) 第 4 条 条例第 4 条第 1 項第 2 号の規定により規則で定める基準額は、158,000 円とし、この額と比較する所得金額は、申込日の属する年の前年(申込日が1月から3月までのときは、前々年)の所得の額を 12 で除して得た額とする。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	秦野市市営住宅の入居決定等に係る標準処理期間を定める要領 に規定する標準処理期間を準用する運用を行っているため設定し ていないものと考えられる。
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-046-01

処 分 の 名 称	大規模な建築物における接道の特例許可	
根拠法令・条例等名	秦野市建築基準条例	
条 項	第 6 条	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更 新 日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、期間を設定することが困難であるため。
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-046-02

処 分 の 名 称	特殊建築物における接道の特例許可	
根拠法令・条例等名	秦野市建築基準条例	
条 項	第 8 条	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、期間を設定することが困難であるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-046-03

処 分 の 名 称	避難施設等の特例許可	
根拠法令・条例等名	秦野市建築基準条例	
条 項	第9条第2項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、期間を設定することが困難であるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-046-04

処 分 の 名 称		学校の用途に使用される木造建築物等における隣地境界線との距離の特例許可
根拠法令・条例等名		秦野市建築基準条例
条 項		第 1 6 条
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、期間を設定することが困難であるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-046-05

処 分 の 名 称		大規模店舗等における接道の許可	
根拠法令・条例等名		秦野市建築基準条例	
条 項		第30条第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、期間を設定することが困難であるため。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-046-06

処 分 の 名 称		興行場等における接道の許可	
根拠法令・条例等名		秦野市建築基準条例	
条 項		第 3 6 条 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、期間を設定することが困難であるため。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-046-07

処 分 の 名 称	興行場等の制限の緩和に関する許可	
根拠法令・条例等名	秦野市建築基準条例	
条 項	第 4 7 条	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、期間を設定することが困難であるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-046-08

処 分 の 名 称		自動車車庫等の用途に使用される建築物の敷地における出口の許可
根拠法令・条例等名		秦野市建築基準条例
条 項		第50条第6項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、期間を設定することが困難であるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-046-09

処 分 の 名 称	既存建築物における制限の緩和の許可	
根拠法令・条例等名	秦野市建築基準条例	
条 項	第 6 9 条 第 2 項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、期間を設定することが困難であるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-046-10

処 分 の 名 称		地区整備計画区域内における建築物の特例許可
根拠法令・条例等名		秦野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
条 項		第4条第1項
所 管 部 課 等		部課等名 都市部 建築指導課
		電話番号 0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、期間を設定することが困難であるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-046-11

処 分 の 名 称		公益上必要な建築物における特例許可	
根拠法令・条例等名		秦野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	
条 項		第 1 5 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、期間を設定することが困難であるため。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-046-12

処 分 の 名 称	屋外広告物の表示等の許可、変更許可、継続許可	
根拠法令・条例等名	秦野市屋外広告物条例	
条 項	第3条第1項・第11条・第12条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	秦野市屋外広告物条例及び施行規則
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請のあった日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） ただし、申請の内容等によって変動する可能性があります。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-046-13

処 分 の 名 称	広告協定認定取消後の広告物の表示の許可	
根拠法令・条例等名	秦野市屋外広告物条例	
条 項	第 1 6 条 第 7 項	
所 管 部 課 等	部課等名	都市部 建築指導課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	秦野市屋外広告物条例及び施行規則
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請のあった日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） ただし、申請の内容等によって変動する可能性があります。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-048-01

処 分 の 名 称		占用の許可(変更許可)	
根拠法令・条例等名		秦野市駅前広場管理条例	
条 項		第 5 条	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	(占用の許可) 第5条 駅前広場を占用(掘削を含む。以下「占用」という。)しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可の内容を変更しようとするときも、また、同様とする。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	秦野市道路占用許可及び道路工事施行承認に係る事務処理要領 14営業日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-048-02

処 分 の 名 称	乗合自動車等の乗入れの許可（変更許可）	
根拠法令・条例等名	秦野市駅前広場管理条例	
条 項	第 6 条	
所 管 部 課 等	部課等名	建設部建設総務課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	<p>(乗合自動車等の乗入れ許可)</p> <p>第6条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業のうち、次に掲げるものを営む者で、駅前広場に自動車を取り入れようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可の内容を変更しようとするときも、また、同様とする。ただし、送迎等一時的に駅前広場に乗り入れるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一般乗合旅客自動車運送事業</p> <p>(2) 一般乗用旅客自動車運送事業</p> <p>2 個人又は法人で自己の用のために自動車を運行し、駅前に標識を設け、定期的に駅前広場を利用する者に対しても、前項の規定を準用する。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	秦野市道路占用許可及び道路工事施行承認に係る事務処理要領 14営業日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-048-03

処 分 の 名 称		占用料の還付	
根拠法令・条例等名		秦野市駅前広場管理条例	
条 項		第 1 3 条	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	第13条 占用料の額、占用料の徴収方法及び占用料の分割徴収については、秦野市道路条例(平成24年秦野市条例第28号)第54条第2項及び第55条の規定を、占用料の還付については、同条例第56条第2号及び第3号の規定を、並びに占用料の減免及び延滞金の徴収については、同条例第57条及び第58条の規定を準用する。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	秦野市道路占用許可及び道路工事施行承認に係る事務処理要領 14営業日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-048-04

処 分 の 名 称		占用料の減免	
根拠法令・条例等名		秦野市駅前広場管理条例	
条 項		第 1 3 条	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	第13条 占用料の額、占用料の徴収方法及び占用料の分割徴収については、野市道路条例(平成24年秦野市条例第28号)第54条第2項及び第55条の規定を、占用料の還付については、同条例第56条第2号及び第3号の規定を、並びに占用料の減免及び延滞金の徴収については、同条例第57条及び第58条の規定を準用する。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	秦野市道路占用許可及び道路工事施行承認に係る事務処理要領 14営業日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-048-05

処 分 の 名 称		占用料の還付
根拠法令・条例等名		秦野市準用河川条例
条 項		第 2 3 条
所 管 部 課 等		部課等名 建設部建設総務課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	(占用料の還付) 第23条 既納の占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 法第75条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。 (2) 災害その他占有者の責めに帰することができない理由により占有することができなくなったとき。 (3) その他市長が特に必要と認めるとき。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	秦野市水路の管理等に関する条例を適用しています。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-048-06

処 分 の 名 称		占用料の減免	
根拠法令・条例等名		秦野市準用河川条例	
条 項		第 2 4 条	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	(占用料の減免) 第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。 (1) 国又は他の地方公共団体が公共のために用いる目的で占用するとき。 (2) 災害その他占有者の責めに帰することができない理由により占有することができなくなったとき。 (3) その他市長が特に必要と認めるとき。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	秦野市水路の管理等に関する条例を適用しています。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-048-07

処 分 の 名 称		継続占用の許可	
根拠法令・条例等名		秦野市準用河川条例施行規則	
条 項		第4条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0463-82-9635
基 準	法令基準	(継続占用の許可申請) 第4条 前条の規定による許可期間満了後、引き続き許可を受けようとするときは、期間満了の日から起算して15日前までに準用河川占用期間更新申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	秦野市水路の管理等に関する条例を適用しています。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-048-08

処 分 の 名 称		水路における行為の許可(変更許可)
根拠法令・条例等名		秦野市水路の管理等に関する条例
条 項		第 4 条
所 管 部 課 等	部課等名	建設部建設総務課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	(行為の許可) 第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする。 (1) 水路の敷地又は上部若しくは下部に工作物を新設し、又は改築し、その水路の敷地を占有すること。 (2) 水路の敷地を掘削し、盛土し、又は堤防、護岸その他水路の付替等の工事若しくはこれらに類する行為をすること。 (3) 水路に流水させ、又は水路から取水するため、工作物(規則で定めるものを除く。)を設置すること。 (4) 汚水等を水路に流入させること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、水路の保全又は管理のため市長が特に必要と認めること。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	秦野市水路の管理等に関する条例を適用しています。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-048-09

処 分 の 名 称		継続占用の許可
根拠法令・条例等名		秦野市水路の管理等に関する条例
条 項		第5条
所 管 部 課 等		部課等名 建設部建設総務課
		電話番号 0463-82-9635
基 準	法令基準	(許可の期間) 第5条 前条の規定による許可の期間は、3年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、5年以内とすることができる。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	秦野市水路の管理等に関する条例を適用しています。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-048-10

処 分 の 名 称		占用料の還付	
根拠法令・条例等名		秦野市水路の管理等に関する条例	
条 項		第 9 条	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	(占用料の還付) 第9条 既納の占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 第14条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。 (2) 災害その他占有者の責めに帰することができない理由により占有することができなくなったとき。 (3) その他市長が特に必要と認めるとき。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	秦野市水路の管理等に関する条例を適用しています。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-048-11

処 分 の 名 称		占用料の減免	
根拠法令・条例等名		秦野市水路の管理等に関する条例	
条 項		第 1 0 条	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	(占用料の減免) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。 (1) 国又は他の地方公共団体が公共のために用いる目的で占有するとき。 (2) 災害その他占有者の責めに帰することができない理由により占有することができなくなったとき。 (3) その他市長が特に必要と認めるとき。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	秦野市水路の管理等に関する条例を適用しています。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-048-12

処 分 の 名 称	権利の譲渡等の許可(変更許可)	
根拠法令・条例等名	秦野市水路の管理等に関する条例	
条 項	第 1 3 条	
所 管 部 課 等	部課等名	建設部建設総務課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	(権利の譲渡等の禁止) 第13条 占有者は、市長の許可を受けなければ、占有の権利を譲渡し、又は転貸することができない。その占有目的又は占有地の現状を変更する場合においても、また、同様とする。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	秦野市水路の管理等に関する条例を適用しています。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-048-13

処 分 の 名 称	認定外道路における行為の許可・承認（変更承認）	
根拠法令・条例等名	秦野市道路条例	
条 項	第 4 8 条 第 1 項 ・ 第 2 項	
所 管 部 課 等	部課等名	建設部建設総務課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	<p>(行為の許可又は承認)</p> <p>第48条 認定外道路において、法第32条第1項各号に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して認定外道路を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする。</p> <p>2 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする。</p> <p>(1) 認定外道路の敷地を掘削し、盛土し、又はその他認定外道路の付替等の工事若しくはこれらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、認定外道路の保全又は管理のために市長が特に必要と認めること。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	秦野市道路占用許可及び道路工事施行承認に係る事務処理要領 14営業日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-048-14

処 分 の 名 称		占用料の還付
根拠法令・条例等名		秦野市道路条例
条 項		第 5 6 条
所 管 部 課 等		部課等名 建設部建設総務課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	(占用料の還付) 第56条 市長は、既納の占用料を還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。 (2) 災害その他法又はこの条例の規定により占用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により占用できなくなったとき。 (3) その他市長が特に必要と認めるとき。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	秦野市道路占用許可及び道路工事施行承認に係る事務処理要領 14営業日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-048-15

処 分 の 名 称		占用料の減免	
根拠法令・条例等名		秦野市道路条例	
条 項		第 5 7 条	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部建設総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 5
基 準	法令基準	(占用料の減免) 第57条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 法第35条に規定する事業又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業のために占用するとき。 (2) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業又は同条第5項に規定する索道事業のために占用するとき。 (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件を設置するために占用するとき。 (4) 街灯、防犯灯等を設置するために占用するとき。 (5) 無料で常時一般の通行のために使用し、これによって交通の便益を増進することができる通路等の設置のために占用するとき。 (6) 恒例による松飾り、祭典又は縁日その他これに類する催しのために臨時に占用するとき。 (7) その他市長が特に必要と認めるとき。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	秦野市道路占用許可及び道路工事施行承認に係る事務処理要領 14営業日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		12-051-01
処 分 の 名 称	都市公園の占用の許可（変更許可）	
根拠法令・条例等名	都市公園法	
条 項	第6条第1項・第3項	
所 管 部 課 等	部課等名	建設部公園課
	電話番号	0463-73-8612
基準	法令基準	<p>（都市公園の占用の許可）</p> <p>第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、占有の目的、占有の期間、占有の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</p> <p>4 第一項の規定による都市公園の占有の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。</p> <p>第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占有が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。</p> <p>一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの</p> <p>二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの</p> <p>三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの</p> <p>四 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</p>

基準	法令基準	<p>五 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物</p> <p>六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設</p> <p>2 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準処理期間	期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (占用しようとする日の20日前までに申請)
	更新日	令和8年3月31日
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-051-02

処 分 の 名 称		有料公園施設等の使用の許可（変更許可）	
根拠法令・条例等名		秦野市都市公園条例	
条 項		第9条第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部公園課
		電話番号	0463-73-8612
基 準	法令基準	<p>第9条 有料公園施設又は有料公園附属設備（以下「有料公園施設等」という。）は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 有料公園施設等の使用日及び使用時間は、規則で定める。</p> <p>3 有料公園施設等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料公園施設等の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設又は附属設備若しくは器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(4) その他管理上支障があると認めるとき。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 (即日対応しているため)	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-051-03

処 分 の 名 称	使用料等の還付	
根拠法令・条例等名	秦野市都市公園条例	
条 項	第18条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	建設部公園課
	電話番号	0463-73-8612
基準	法令基準	<p>(使用料等の不還付)</p> <p>第18条 市長は、既納の使用料等を還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用等の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により使用等をするができなくなったとき。</p> <p>(2) 規則で定める期日までに使用等の取消しを届け出たとき。</p> <p>(3) その他市長が特に認めるとき。</p> <p>2 前項各号の場合における既納の使用料等は、他の日における使用料等に充当することができる。</p> <p>(使用料等の還付)</p> <p>秦野市都市公園条例施行規則</p> <p>第14条 条例第18条第1項ただし書の規定による使用料等の還付については、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料について、使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったときは、既納の使用料からその使用の期間に対応する使用料を控除した額とする。</p> <p>(2) 都市公園を占用する場合の占用料については、次に掲げるところによる。</p> <p>ア 条例第21条第2項の規定に基づく処分により市長が許可を取り消したときは、既納の占用料からその占用の期間に対応する占用料を控除した額を還付する。</p> <p>イ 法第6条第1項の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により占用できなくなったときは、既納の占用料からその占用の期間に対応する占用料を控除した額を還付する。</p> <p>(3) 条例第7条第1項各号に掲げる行為をする場合又は有料公園施</p>

基準	法令基準	<p>設等を使用する場合の使用料については、次に掲げるところによる。</p> <p>ア 使用者の責めに帰することができない理由により使用が不可能になったときは、全額を還付する。</p> <p>イ 使用する日の5日前(秦野市カルチャーパーク水泳プール又は秦野市おおね公園温水プール)の専用(団体による使用)の場合は、40日前)までに使用の取消しを届け出たときは、全額を還付する。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準処理期間	<p>期 間 (未設定の場合はその理由)</p>	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-051-04

処 分 の 名 称	使用料等の減免	
根拠法令・条例等名	秦野市都市公園条例	
条 項	第19条	
所 管 部 課 等	部課等名	建設部公園課
	電話番号	0463-73-8612
基 準	法令基準	<p>(使用料等の減免)</p> <p>第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、その使用等が本市における公共の福祉の増進に貢献するものであるときは、使用料等（有料公園附属設備の使用料を除く。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は神奈川県が使用等をするとき。</p> <p>(2) 公益を目的として使用等をするとき。</p> <p>(3) その他市長が特に認めるとき。</p> <p>秦野市都市公園条例施行規則</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第17条 条例第19条の規定による使用料等の減免については、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料については、次に掲げるところによる。</p> <p>ア 国又は神奈川県が公用又は公共用に使用するときは、免除する。</p> <p>イ 使用の目的が公益上によるときは、免除する。</p> <p>ウ 地域の農業、商業その他の産業の振興を図るために使用するとき、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 都市公園を占有する場合の占有料については、次に掲げるところによる。</p> <p>ア 都市公園の維持管理に必要な占有物件については、免除する。</p> <p>イ 占有の目的が公益上によるときは、免除する。</p> <p>(3) 条例第7条第1項各号に掲げる行為をする場合又は有料公園施設を使用する場合の使用料については、次に掲げるところによる。</p> <p>ア 本市が事業支援する、社会教育に係る団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するとき、免除する。</p> <p>イ 本市又は指定管理者(条例第29条第1項に規定する指定管理者をいう。)が主催する事業のために使用するとき、免除する。</p>

基準	法令基準	<p>ウ 本市で活動する、社会福祉に関係する団体、子育て支援に関係する団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。</p> <p>エ アからウまでに掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>オ 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するときは、免除する。</p> <p>カ オに掲げる高等学校及び大学以外の高等学校又は大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>キ 市内の中学校又は高等学校(これらに準じる学校を含む。)が部活動として使用するときは、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。ただし、この場合において、第7条の2に規定する使用の抽選の申込みをすることはできないものとする。</p> <p>ク 国又は神奈川県が実施する事業は、免除する。</p> <p>ケ 秦野市おおね公園温水プールのプールを市内の者が共用(個人による使用)で使用するときは、10回使用した者については、その10回の使用ごとに次の1回分の使用料を免除する。</p> <p>コ 本市が他の市町村と締結した公共施設の相互利用に関する協定に定める利用者がその協定に係る施設を使用するときは、市内の者の使用料と同額に減額する。</p> <p>サ その他使用の目的が公益上によるときは、免除し、又は減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準処理期間	期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (許可申請と同時に申請)
	更新日	令和8年3月31日
備考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-051-05

処 分 の 名 称		原状回復義務の免除の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市都市公園条例	
条 項		第38条	
所 管 部 課 等		部課等名	建設部公園課
		電話番号	043-73-8612
基 準	法令基準	(原状回復義務) 第38条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-054-01

処 分 の 名 称	占用の許可（変更許可）	
根拠法令・条例等名	秦野市下水道条例	
条 項	第 2 7 条	
所 管 部 課 等	部課等名	上下水道局経営総務課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 1 - 4 1 1 3
基 準	法令基準	<p>事案ごとの裁量部分が大きく、審査基準を設定することが困難であるので、個々の申請ごとに判断することとしている。</p> <p>なお、架蓋工作物については、秦野市下水道条例施行規程第38条のとおり。</p> <p>第38条 公共下水道施設の開渠である部分を占用し、架蓋工作物を設置しようとする場合は、次に掲げるところによらなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開渠幅員1メートル未満の場合は、簡単に取り外すことができるものとする。</p> <p>(2) 開渠幅員1メートル以上の場合は、長さ5メートルごとに1メートル以上の掃除口を設けること。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 審査する内容により難易差があり設定が困難なため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-054-02

処 分 の 名 称		継続占用の許可
根拠法令・条例等名		秦野市下水道条例
条 項		第 2 9 条 第 2 項
所 管 部 課 等		部課等名 上下水道局経営総務課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 1 - 4 1 1 3
基 準	法令基準	<p>事案ごとの裁量部分が大きく、審査基準を設定することが困難であるので、個々の申請ごとに判断することとしている。</p> <p>なお、架蓋工作物については、秦野市下水道条例施行規程第38条のとおり。</p> <p>第38条 公共下水道施設の開渠である部分を占用し、架蓋工作物を設置しようとする場合は、次に掲げるところによらなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開渠幅員1メートル未満の場合は、簡単に取り外すことができるものとする。</p> <p>(2) 開渠幅員1メートル以上の場合は、長さ5メートルごとに1メートル以上の掃除口を設けること。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 継続占用の許可に係る軽微な申請であり、迅速に処理できるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-054-03

処 分 の 名 称		占用料の減免	
根拠法令・条例等名		秦野市下水道条例	
条 項		第 3 4 条	
所 管 部 課 等		部課等名	上下水道局経営総務課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 1 - 4 1 1 3
基 準	法令基準	<p>第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第30条第1項の規定にかかわらず、同条第2項に規定する占用料を減免することができる。</p> <p>(1) 国又は他の地方公共団体が公共のために用いる目的で占有するとき。</p> <p>(2) 災害その他占有者の責任によらない理由により占有することができなくなったとき。</p> <p>(3) その他市長が特にその必要を認めるとき。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 占用料の減免に係る軽微な申請であり、迅速に処理できるため。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-054-04

処 分 の 名 称	占用料の還付	
根拠法令・条例等名	秦野市下水道条例	
条 項	第 3 3 条	
所 管 部 課 等	部課等名	上下水道局経営総務課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 1 - 4 1 1 3
基 準	法令基準	<p>第33条 既納の占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 法第38条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 災害その他占用者の責任によらない理由により占用できなくなったとき。</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 占用料の還付に係る軽微な申請であり、迅速に処理できるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-054-05

処 分 の 名 称		庁舎使用申請書に基づく許可	
根拠法令・条例等名		秦野市上下水道局庁舎管理規程	
条 項		第 9 条	
所 管 部 課 等		部課等名	上下水道局 経営総務課
		電話番号	0463-81-4113
基 準	法令基準	<p>申請様式の記載内容が、秦野市上下水道局庁舎管理規程第9条・10条及び11条（別紙のとおり）で規定する対象行為や禁止行為に反していないかを基準に許可・不許可を決定する。なお、決定は庁舎等許可（不許可）決定通知書により、通知する。</p> <p>また、第11条で規定する違反があった場合、庁舎等への出入りを拒否し、承認若しくは許可を取り消し、又は行為の禁止、退去若しくは物品の撤去を命じる。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定</p> <p>第9条で規定する「許可を必要とする行為」は、態様により公共の用に反しないかを判断に要する期間が異なるため、あらかじめ標準処理期間を設けない。</p>	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

秦野市上下水道局庁舎管理規程

(許可を必要とする行為)

第9条 庁舎等において次の各号のいずれかに該当する行為をしようとするものは、あらかじめ庁舎等使用許可申請書（第5号様式）を市長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、軽易なものと認めるときは、口頭によることができる。

- (1) 物品の販売、宣伝、チラシ類の配布、勧誘又は寄附の募集その他これらに類する行為をすること。
- (2) ポスター、看板、旗、幕その他これらに類するものを掲示し、又は張り付けること。
- (3) 本市及び本市の機関以外のものが主催する集会を開催し、又は集団で庁舎等に入ること。
- (4) 一時的に工作物を設置し、又は物品を置くことにより庁舎等の一部を占有すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理上市長が特に必要と認めること。

2 市長は、前項の許可をする場合において、庁舎等の管理上必要な条件を付し、又は指示することができる。

3 市長は、第1項の規定による許可を与えたときは、許可済の旨を明らかにするため、ポスター等に掲示承認印（第6号様式）を押し、又は庁舎等使用許可（不許可）決定通知書（第7号様式）を発行するものとする。

(禁止行為)

第10条 何人も、庁舎等においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 拡声器の使用、放歌高唱等により静穏を害し、又は座込み、立ちふさがり、練り歩きその他通行の妨害となる行為をすること。
- (2) 面会の強要、乱暴な言動又は嫌悪の情を催す行為をすること。
- (3) 金品の寄附を強要し、又は押売をすること。
- (4) 鉄砲刀剣類、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (5) 爆発又は引火のおそれのあるものの付近その他指定された場所以外のところにおいては火気を取り扱うこと。
- (6) 指定された場所以外の場所で喫煙すること。
- (7) 建物及び物品を汚損し、又は毀損すること。
- (8) 指定された場所以外の場所に自動車、自転車等を置くこと。

- (9) 汚物、紙片等を散乱させ、又は投棄すること。
- (10) 職務上関係のない者が事務室内に立ち入ること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が禁止を必要と認めた行為をすること。

(違反者等に対する処置)

第11条 市長、管理責任者又は管理者は、次の各号のいずれかに該当する者又はそのおそれが明らかである者に対し、庁舎等への出入りを拒否し、承認若しくは許可を取り消し、又は行為の禁止、退去若しくは物品の撤去を命じることができる。この場合において、物品を撤去しないときは、自らこれを撤去し、又は搬出することができる。

- (1) 第5条第3項の規定による入退庁記録の記入を拒んだ者
- (2) 第7条の規定に違反した者
- (3) 第9条第1項又は第2項の規定により付された条件に違反した者
- (4) 前条の規定に違反した者

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-055-01

処 分 の 名 称	下水道使用料の減免	
根拠法令・条例等名	秦野市公共下水道使用料徴収条例	
条 項	第 1 1 条	
所 管 部 課 等	部課等名	上下水道局営業課
	電話番号	0463-83-2111
基 準	法令基準	<p>・ 秦野市公共下水道使用料徴収条例 (使用料の減免) 第 1 1 条 市長は、特別の事情により必要があると認めるときは、第 4 条に規定する使用料の減免をすることができる。</p> <p>・ 秦野市公共下水道使用料徴収条例施行規程 (使用料の減免) 第 1 1 条 条例第 1 1 条に規定する使用料の減免は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 次のアからカまでのいずれかに該当する世帯で、かつ、その世帯のすべての者のその年度の市民税所得割が非課税の世帯であるとき(生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)に基づく扶助を受けている者が属する世帯を除く。)。一般汚水基本額の使用料相当額</p> <p>ア 秦野市在宅ねたきり高齢者登録要綱(平成 7 年 4 月 1 日施行)第 2 条に規定するねたきり高齢者又は重度認知症高齢者がいる世帯</p> <p>イ 秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成 8 年秦野市条例第 2 3 号)第 2 条に規定するひとり親家庭である世帯</p> <p>ウ 身体障害者福祉法(昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号)第 1 5 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 1 級又は 2 級に該当する者がいる世帯</p> <p>エ 児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 1 2 条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和 3 5 年法律第 3 7 号)第 1 2 条に規定する知的障害者更正相談所において知能指数が 3 5 以下と判定された者及び療育手帳 A 1 又は A 2 の交付を受けている者がいる世帯</p> <p>オ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 3 級に該当する者であって、かつ、児童相談所又は知的障害者更正相談所において知能指数が 5 0 以下と判定された者がいる世帯</p> <p>カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号)第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が 1 級又は 2 級に該当する者がいる世帯</p>

基準	法令基準	<p>(2) 災害その他特別の理由があると市長が認めるとき。 一部又は全額</p> <p>2 使用料の減免を受けようとする者は、公共下水道使用料減免申請書（第12号様式）により市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定により申請があったときは、内容を審査したうえその適否を決定し、公共下水道使用料減免決定通知書（第13号様式）により通知するものとする。</p> <p>4 市長は、前項の規定により減免の決定をしたときは、その申請があった日の属する月の翌月以後最初に行う水道メーター等の検針に係る使用料から減免するものとする。</p> <p>5 使用料の減免の決定を受けた者は、その減免を受けた理由が消滅したときは、公共下水道使用料減免理由消滅届（第14号様式）により、その旨を直ちに市長に届け出るものとする。</p> <p>6 市長は、使用料の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実のあった日の属する月の翌月以後最初に行う水道メーター等の検針に係る使用料からその全額を徴収するものとする。</p> <p>(1) 使用料の減免を受けた理由が消滅したとき。</p> <p>(2) 転出、転居その他の理由により減免の対象となる給水装置を使用しなくなったとき。</p> <p>7 使用料の減免を受けた者が転居する場合において、転居先の世帯で減免を受けようとするときは、新たに第2項の申請をしなければならない。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準処理期間	期間 (未設定の場合はその理由)	<p>申請のあった日の属する月の翌月の24日までとする。</p> <p>○秦野市水道料金及び公共下水道使用料の減免に係る標準処理期間を定める要領</p>
	更新日	令和8年3月31日
備考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-055-02

処 分 の 名 称	給水装置工事の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市水道事業給水条例	
条 項	第 10 条 第 1 項	
所 管 部 課 等	部課等名	上下水道局営業課
	電話番号	0463-83-2111
基 準	法令基準	第 10 条 給水装置工事（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項に規定する国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請日の翌日から起算して 10 日間 秦野市給水装置工事の承認等に係る標準処理期間を定める要領
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-055-03

処 分 の 名 称		消火栓消防演習使用の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市水道事業給水条例	
条 項		第 2 5 条 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	上下水道局営業課
		電話番号	0463-83-2111
基 準	法令基準	<p>(消火栓の使用)</p> <p>第 2 5 条 消火栓は、消火又は消防演習の場合のほか使用してはならない。</p> <p>2 消火栓を消防演習のために使用するときは、市長の承認を得なければならない。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-055-04

処 分 の 名 称	水道利用加入金の還付																						
根拠法令・条例等名	秦野市水道事業給水条例																						
条 項	第 3 3 条 の 2 第 4 項																						
所 管 部 課 等	部課等名	上下水道局営業課																					
	電話番号	0463-83-2111																					
基 準	法令基準	<p>・ 秦野市水道事業給水条例 (水道利用加入金)</p> <p>第 3 3 条 の 2 給水装置(消火栓を除く。以下この条において同じ。)の新設工事及び改造工事(メーター(市が設置し、又は市に寄附されたものに限る。以下この条において同じ。)の口径又は個数を増すものに限る。以下同じ。)の申込者は、それぞれの各号に定める額に消費税等相当額を加えて得た額を水道利用加入金(以下「加入金」という。)として納付しなければならない。</p> <p>(1) 新設工事 設置するメーターの口径に応じ、次の表に掲げる額。ただし、工事の申込みの日の3年前からその申込みの日まで引き続き市内に住所を有する個人が自己の居住のために建築する住宅の給水装置で、専ら家事の用に使用するものについては、2分の1の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td>メーター1個につき</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td>同</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>同</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>同</td> <td>1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td>同</td> <td>1,900,000円</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル以上</td> <td>同</td> <td>規程で定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 改造工事 改造後のメーターの口径及び個数に対応する前号の表に規定する額から改造前のメーターの口径及び個数に対応する同号の表に規定する額を控除した額</p> <p>2 前項に定めるもののほか、受水タンク又はこれに直結する給水用具から新たに給水を受けようとする者は、同項の規定により算出した額を加入金として納付しなければならない。</p> <p>3 加入金は、給水装置工事の承認後、別に通知する納入通知書により納付する。</p> <p>4 既納の加入金は、還付しない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。</p>	メーターの口径	金額		13ミリメートル	メーター1個につき	150,000円	20ミリメートル	同	200,000円	25ミリメートル	同	400,000円	40ミリメートル	同	1,200,000円	50ミリメートル	同	1,900,000円	75ミリメートル以上	同	規程で定める額
		メーターの口径	金額																				
13ミリメートル	メーター1個につき	150,000円																					
20ミリメートル	同	200,000円																					
25ミリメートル	同	400,000円																					
40ミリメートル	同	1,200,000円																					
50ミリメートル	同	1,900,000円																					
75ミリメートル以上	同	規程で定める額																					

基準	法令基準	<p>・秦野市水道事業給水条例施行規程 (加入金の額の特別の適用を受けるための書類) 第12条 条例第33条の2第1項第1号ただし書に規定する取扱いを受けようとする工事申込者は、工事申込みの際その申込者の住民票の写しを提出しなければならない。 (加入金の還付) 第13条 条例第33条の2第4項ただし書に規定する市長が特に認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、還付金の額は、それぞれの各号に定める額とする。 (1) 給水装置の新設工事又は改造工事の完成前にその工事の申請の取消しがあった場合 既に徴収した額の全額 (2) 給水装置の新設工事又は改造工事の完成前にその工事の変更(その工事の変更後に係る加入金の額が既に徴収した加入金の額より少ない場合におけるその工事の変更に限る。)があった場合 既に徴収した加入金の額からその工事の変更後に係る加入金の額を減じて得た額 (3) 臨時用給水装置を設置後180日以内に撤去した場合 既に徴収した額の全額</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準処理期間	期間 (未設定の場合はその理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-055-05

処 分 の 名 称		給水装置工事他手数料の還付													
根拠法令・条例等名		秦野市水道事業給水条例													
条 項		第 3 4 条 第 3 項													
所 管 部 課 等	部課等名	上下水道局営業課													
	電話番号	0463-83-2111													
基 準	法令基準	<p>・秦野市水道事業給水条例 (手数料) 第 3 4 条 市長は、次の表に掲げる手数料を徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水装置工事手数料 (新設・改造・修繕)</td> <td>1 件につき 8, 2 0 0 円に工事内容に応じて別表第 2 及び別表第 3 に掲げる額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事手数料 (撤去)</td> <td>同 3, 3 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事事業者指定手数料</td> <td>同 1 0, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事事業者指定更新手数料</td> <td>同 5, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者証再交付手数料</td> <td>同 2, 5 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の給水装置工事手数料は、給水装置工事の承認後、別に通知する納入通知書により納付し、給水装置工事事業者指定手数料、給水装置工事事業者指定更新手数料及び指定給水装置工事事業者証再交付手数料は、申請の際発行する納入通知書により納付する。</p> <p>3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>・秦野市水道事業給水条例施行規程 (給水装置工事手数料の還付) 第 1 4 条 条例第 3 4 条第 3 項ただし書に規定する市長が特に認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、還付金の額は、それぞれの各号に定める額とする。</p> <p>(1) 給水装置工事の完成前にその工事の申請の取消しがあった場合 既に徴収した額の全額</p> <p>(2) 給水装置工事の完成前にその工事の変更（その工事の変更後に係る給水装置工事手数料（以下「手数料」という。）の額が既に徴収した手数料の額より少ない場合におけるその工事の変更に限る。）があった場合 既に徴収した手数料の額からその工事の変更後に係る手数料の額を減じて得た額</p>		区分	手数料	給水装置工事手数料 (新設・改造・修繕)	1 件につき 8, 2 0 0 円に工事内容に応じて別表第 2 及び別表第 3 に掲げる額を加算した額	給水装置工事手数料 (撤去)	同 3, 3 0 0 円	給水装置工事事業者指定手数料	同 1 0, 0 0 0 円	給水装置工事事業者指定更新手数料	同 5, 0 0 0 円	指定給水装置工事事業者証再交付手数料	同 2, 5 0 0 円
	区分	手数料													
	給水装置工事手数料 (新設・改造・修繕)	1 件につき 8, 2 0 0 円に工事内容に応じて別表第 2 及び別表第 3 に掲げる額を加算した額													
給水装置工事手数料 (撤去)	同 3, 3 0 0 円														
給水装置工事事業者指定手数料	同 1 0, 0 0 0 円														
給水装置工事事業者指定更新手数料	同 5, 0 0 0 円														
指定給水装置工事事業者証再交付手数料	同 2, 5 0 0 円														
審査基準	法令基準のとおり														
更新日	令和8年3月31日														

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-055-06

処 分 の 名 称	水道利用加入金、給水装置工事手数料の減免	
根拠法令・条例等名	秦野市水道事業給水条例	
条 項	第 3 5 条	
所 管 部 課 等	部課等名	上下水道局営業課
	電話番号	0463-83-2111
基 準	法令基準	<p>・ 秦野市水道事業給水条例 (料金、加入金等の減額又は免除)</p> <p>第 3 5 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を減額又は免除することができる。</p> <p>・ 秦野市水道事業給水条例施行規定 (加入金の還付)</p> <p>第 1 3 条 条例第 3 3 条の 2 第 4 項ただし書に規定する市長が特に認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、還付金の額は、それぞれの各号に定める額とする。</p> <p>(1) 給水装置の新設工事又は改造工事の完成前にその工事の申請の取消しがあった場合 既に徴収した額の全額</p> <p>(2) 給水装置の新設工事又は改造工事の完成前にその工事の変更(その工事の変更後に係る加入金の額が既に徴収した加入金の額より少ない場合におけるその工事の変更に限る。)があった場合 既に徴収した加入金の額からその工事の変更後に係る加入金の額を減じて得た額</p> <p>(3) 臨時用給水装置を設置後 1 8 0 日以内に撤去した場合 既に徴収した額の全額 (給水装置工事手数料の還付)</p> <p>第 1 4 条 条例第 3 4 条第 3 項ただし書に規定する市長が特に認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、還付金の額は、それぞれの各号に定める額とする。</p> <p>(1) 給水装置工事の完成前にその工事の申請の取消しがあった場合 既に徴収した額の全額</p> <p>(2) 給水装置工事の完成前にその工事の変更(その工事の変更後に係る給水装置工事手数料(以下「手数料」という。))の額が既に徴収した手数料の額より少ない場合におけるその工事の変更に限る。)があった場合 既に徴収した手数料の額からその工事の変更後に係る手数料の額を減じて得た額</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請日の翌日から起算して14日間とする。 ○秦野市水道利用加入金及び手数料の減免に係る審査基準及び標準処理期間を定める要領
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-055-07

<p>処 分 の 名 称</p>	<p>水道料金の減免</p>	
<p>根拠法令・条例等名</p>	<p>秦野市水道事業給水条例</p>	
<p>条 項</p>	<p>第 3 5 条</p>	
<p>所 管 部 課 等</p>	<p>部課等名</p>	<p>上下水道局営業課</p>
	<p>電話番号</p>	<p>0463-83-2111</p>
<p>基 準</p>	<p>法令基準</p>	<p>・秦野市水道事業給水条例 (料金、加入金等の減額又は免除) 第 3 5 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を減額又は免除することができる。</p> <p>・秦野市水道事業給水条例施行規程 第 1 5 条 条例第 3 5 条の規定による水道料金の減免の対象となる者（以下「減免対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する世帯に属する使用者とする。</p> <p>(1) 次のアからカまでのいずれかに該当する世帯で、かつ、その世帯の全ての者のその年度の市民税所得割が非課税の世帯であるとき（生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に基づく扶助を受けている者が属する世帯を除く。）。</p> <p>ア 秦野市在宅ねたきり高齢者登録要綱（平成 7 年 4 月 1 日施行）第 2 条に規定するねたきり高齢者又は重度認知症高齢者がいる世帯</p> <p>イ 秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 8 年秦野市条例第 2 3 号）第 2 条に規定するひとり親家庭である世帯</p> <p>ウ 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 1 級又は 2 級に該当する者がいる世帯</p> <p>エ 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 2 条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 1 2 条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が 3 5 以下と判定された者及び療育手帳 A 1 又は A 2 の交付を受けている者がいる世帯</p> <p>オ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 3 級に該当する者であって、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が 5 0 以下と判定された者がいる世帯</p> <p>カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が 1 級又は 2 級に該当する者がいる世帯</p> <p>(2) 災害により著しく資産が減少したため、市長が特に減免の必要があると認める世帯</p>

	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請のあった日の属する月の翌月の24日までとする。 ○秦野市水道料金及び公共下水道使用料の減免に係る標準処理期間を定める要領
	更新日	令和8年3月31日
	備 考	

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-055-08

処 分 の 名 称		排水設備の計画の確認	
根拠法令・条例等名		秦野市下水道条例	
条 項		第4条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	上下水道局営業課
		電話番号	0463-83-2111
基 準	法令基準	別紙のとおり	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

・秦野市下水道条例

(排水設備の計画の確認)

第4条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令（ディスポーザー及び排水処理装置については、規程）の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、規程で定める軽微な工事については、この限りでない。

2 ディスポーザー又は排水処理装置の設置者は、ディスポーザー又は排水処理装置を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

・秦野市下水道条例施行規程

(排水設備の計画の確認申請)

第6条 条例第4条の規定により排水設備（ディスポーザー及び排水処理装置を除く。）の新設等の確認を受けようとする者は、排水設備新設等確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、正副各1通を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める書類は、省略することができる。

(1) 案内図 方位、道路及び目標物を表示し、排水設備の新設等をしようとする土地（以下この項において「申請地」という。）及び隣接地を明示すること。

(2) 平面図 次の事項を記載すること。

ア 申請地の境界及び面積

イ 申請地付近の道路の位置

ウ 申請地内にある建物の位置及び間取り並びに汚水及び雨水を排除すべき施設の位置

エ 縮尺及び方位

オ 申請地付近の公共下水道の位置並びに公共ます等の位置及び大きさ

カ 管渠（かんきょ）の位置、形状、寸法、材質及び数量

キ ます、マンホールその他附属装置の種類、位置、形状、寸法、材質及び深さ

ク ごみよけ装置、防臭装置、油脂遮断装置、沈砂装置又は揚水施設を設けるときは、その位置

ケ 他人の排水設備を使用するときは、その他人の排水設備の位置

コ その他下水の排除の状況を明らかにするため又は工事上必要な事項

- (3) 他人の土地又は排水設備を使用するときは、その他人の承諾書
- (4) 排水設備の工事設計書
- (5) 構造図 排水管渠（かんきょ）及び附属装置の構造、能力、形状、寸法、縮尺等を表示すること。

(6) 縦断図 管渠（かんきょ）の大きさ、勾配、地盤高、土かぶり、管底高及び距離を公共ますまで表示し、並びに縮尺を表示すること。

- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、建物、土地その他の状況により数人で共同して設置するときは、代表者を定め、代表者が申請しなければならない。

3 条例第4条の規定により排水設備（ディスポーザー又は排水処理装置に限る。）の新設等の確認を受けようとする者は、ディスポーザー設置等確認申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添付し、正副各1通を市長に提出しなければならない。

(1) 案内図 方位、道路及び目標物を表示し、ディスポーザー又は排水処理装置の新設等をしようとする建築物を明示すること。

(2) ディスポーザーの位置を示した平面図

(3) 工事設計書又は見積書

(4) 第4条第11号に規定する適合評価において、規格適合を証明する書面の写し又は製造者が発行した規格適合の確認できる製品型式の記載されている書面の写し

4 ディスポーザーの設置に併せて排水処理装置を設置する者は、前項各号に掲げる書類のほか、次の書類を添付しなければならない。

(1) ディスポーザー排水処理システム計画・構造図

(2) ディスポーザー排水処理システム維持管理業務委託契約書の写し

(3) ディスポーザー排水処理システム設置義務者承継確約書

5 市長は、排水設備新設等確認申請書又はディスポーザー設置等確認申請書の提出があったときは、その内容を審査したうえ適当と認めるものについて、排水設備新設等確認通知書（第3号様式）又はディスポーザー設置等確認通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

6 ディスポーザーの設置に併せて排水処理装置を設置した建築物が譲渡され、又は貸し付けられたときは、譲渡又は貸付を受けた者が排水設備の適切な維持管理を行うべき地位を承継したものとし、市長にディスポーザー排水処理システム設置義務者承継届を提出しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による排水設備の新設等の確認の申請をした後にその申請を取り下げるときは、排水設備新設等確認申請取下書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（ディスポージャー等の廃止の届出）

第7条 条例第4条第2項の規定による届出は、ディスポージャー等廃止届（第6号様式）による。

- ・ 下水道法 第10条（排水設備の設置等）
- ・ 下水道法 第11条の3（水洗便所への改造義務等）
- ・ 下水道法施行令 第8条（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）
- ・ 建築基準法 第19条（敷地の衛生及び安全）

※参考：下水道法 第25条（条例で規定する事項）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-055-09

<p>処 分 の 名 称</p>	<p>指定排水設備工事店の指定の承認（更新承認）</p>	
<p>根拠法令・条例等名</p>	<p>秦野市下水道条例</p>	
<p>条 項</p>	<p>第 5 条 第 2 項 ・ 第 3 項</p>	
<p>所 管 部 課 等</p>	<p>部課等名</p>	<p>上下水道局営業課</p>
	<p>電話番号</p>	<p>0463-83-2111</p>
<p>基準</p>	<p>法令基準</p>	<p>・ 秦野市下水道条例 （指定工事店の承認等） 第 5 条 排水設備の新設等の設計及び工事は、本市又は市長が次項の規定により指定する業者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。 2 指定工事店として指定を受けようとする者は、市長に申請し、その承認を受けなければならない。 3 指定工事店は、規程で定める指定の有効期間満了後、引き続きその指定を受けようとするときは、市長の承認を受けなければならない。 4 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規程を遵守しなければならない。 5 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は 6 か月を超えない範囲内において指定を停止することができる。 (1) 法令等の規定に違反したとき。 (2) 規程で定める資格要件を欠くこととなったにもかかわらず、市長にその旨を届け出なかったとき。 (3) その他市長が指定工事店として不適当と認めるとき。 6 その他指定工事店について必要な事項は、規程で定める。 ・ 秦野市下水道指定工事店規程 （指定の資格要件） 第 2 条 指定工事店として指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。 (1) 神奈川県内に営業所があること。 (2) 責任技術者であって、専属して従事するもの（以下「専属の責任技術者」という。）が 1 名以上いること。 (3) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。 (4) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 破産手続開始の決定を受けて復権していないもの イ 条例第 5 条 第 5 項又は第 11 条 第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して、2 年を経過していない者 ウ 第 25 条 第 1 項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から起算して、2 年を経過していない者 エ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 オ 法人にあっては、代表者又は役員にアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合</p>

基準	法令基準	<p>(指定の申請)</p> <p>第3条 指定工事店として指定を受けようとする者は、条例第38条第1項の規定により手数料を納付し、指定工事店指定(更新)申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 個人の場合は、住民票の写し、履歴書(第2号様式)及び本市又は他の地方公共団体が交付した身分証明書</p> <p>(2) 法人の場合は、商業登記事項証明書、定款の写し及び代表者に係る前号に規定する書類</p> <p>(3) 営業所の平面図及び付近見取図(第3号様式)並びに写真</p> <p>(4) 専属の責任技術者名簿(第4号様式)及び雇用関係を証明する書類</p> <p>(5) 専属の責任技術者の下水道排水設備責任技術者証(第20条の規定により市長が交付したものをいう。以下「責任技術者証」という。)の写し</p> <p>(6) 工事の施工に必要な設備及び器材の所有調書(第5号様式)</p> <p>(7) 前年度分の税の納税証明書(法人にあっては、法人税、法人事業税及び法人市県民税、個人にあっては、所得税、事業税及び市県民税の納税証明書)</p> <p>(8) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(指定の有効期間)</p> <p>第6条 条例第5条第3項の規定による指定の有効期間は、指定の日から起算して5年目の6月30日までとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、これを短縮することができる。</p> <p>(指定の更新)</p> <p>第7条 指定工事店は、条例第5条第3項の規定により引き続き指定を受けようとするときは、期間満了の日の1か月前までに、条例第38条第1項の規定により手数料を納付し、指定工事店指定(更新)申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 個人の場合は、住民票の写し及び本市又は他の地方公共団体が交付した身分証明書</p> <p>(2) 法人の場合は、商業登記事項証明書及び代表者に係る前号に規定する書類</p> <p>(3) 専属の責任技術者名簿</p> <p>(4) 前年度分の税の納税証明書(法人にあっては法人税、法人事業税及び法人市県民税、個人にあっては所得税、事業税及び市県民税の納税証明書)</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項の申請を受けたときは、第4条に準じ適否を決定のうえ通知し、適合する場合に指定工事店証を交付するものとする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準処理期間	期間 (未設定の場合はその理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-055-10

処 分 の 名 称		排水設備の工事の確認	
根拠法令・条例等名		秦野市下水道条例	
条 項		第 6 条	
所 管 部 課 等		部課等名	上下水道局営業課
		電話番号	0463-83-2111
基 準	法令基準	<p>・ 秦野市下水道条例 (排水設備の工事の届出及び検査) 第 6 条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。ただし、排水処理装置の新設を伴わないディスポーザーのみの新設、増設又は改築については、検査を省略することができる。</p> <p>・ 秦野市下水道条例施行規程 (排水設備の工事の届出及び検査) 第 9 条 条例第 6 条本文の規定による届出は、排水設備完成届(第 7 号様式)又はディスポーザー設置等完成届(第 8 号様式)による。</p> <p>2 ディスポーザー設置等完成届には、完成写真を添付しなければならない。</p> <p>3 市長は、排水設備完成届の提出があったときは、その工事の検査を行い、合格と認めるものについて、その設備の新設等を行った者に排水設備検査済証(第 9 号様式)を交付する。</p> <p>4 前項の規定により交付を受けた排水設備検査済証は、門戸その他の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。</p> <p>・ 下水道法 第 1 0 条 (排水設備の設置等) ・ 下水道法施行令 第 8 条 (排水設備の設置及び構造の技術上の基準) ・ 建築基準法 第 1 9 条 (敷地の衛生及び安全)</p> <p>※参考：下水道法 第 2 5 条 (条例で規定する事項)</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-055-11

処 分 の 名 称		指定下水道工事店登録他手数料の還付
根拠法令・条例等名		秦野市下水道条例
条 項		第 3 8 条 第 2 項
所 管 部 課 等		部課等名 上下水道局営業課
		電話番号 0463-83-2111
基 準	法令基準	(手数料) 第 3 8 条 市長は、別表第 2 の左欄に掲げる事務について、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を、その申請者から申請の際に徴収する。 2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長において必要と認めるときは、この限りでない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-062-01

処 分 の 名 称		行為の許可
根拠法令・条例等名		秦野市教育委員会所管の公の施設の事務室等管理規則
条 項		第 1 2 条
所 管 部 課 等		部課等名 教育部教育総務課
		電話番号 0463-84-2783
基 準	法令基準	<p>(許可を必要とする行為)</p> <p>第12条 事務室等において次の各号のいずれかに該当する行為をしようとするものは、あらかじめ事務室等使用許可申請書(第8号様式)を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。ただし、軽易なものと認めるときは、口頭によることができる。</p> <p>(1) 物品の販売、宣伝、チラシ類の配布、勧誘又は寄附の募集その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) ポスター、看板、旗、幕その他これらに類するものを掲示し、又は張り付けること。</p> <p>(3) 本市及び本市の機関以外のものが主催する集会を開催し、又は集団で事務室等に入ること。</p> <p>(4) 一時的に工作物を設置し、又は物品を置くことにより事務室等の一部を占有すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、事務室等の管理上教育委員会が必要と認めること。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-062-02

処 分 の 名 称		開放施設の利用許可	
根拠法令・条例等名		秦野市立学校教育施設の開放に関する規則	
条 項		第 7 条 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	教育部教育総務課
		電話番号	0463-84-2783
基 準	法令基準	<p>(利用の許可)</p> <p>第7条第2項 教育長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに申請の内容を審査し、利用の可否を決定するとともに、申請者に開放施設利用許可通知書(第6号様式。以下この条において「通知書」という。)によりその内容を通知しなければならない。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第8条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の利用を許可しない。</p> <p>(1) 学校教育活動に支障があると認めるとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 私的営利を目的とすると認めるとき。</p> <p>(4) 学校教育施設又は器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(5) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(6) その他管理上支障があると認めるとき。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-069-01

処 分 の 名 称		喫煙等の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市火災予防条例	
条 項		第25条第1項ただし書	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	<p>(喫煙等)</p> <p>第25条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又はその場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではいならない。<u>ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>内容は、別紙「火災予防条例第25条運用基準」の第10条から第16条までのほか、同基準の審査基準を適用する。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	7日(申請日の翌日から起算する。)	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

火災予防条例第25条運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、秦野市火災予防条例（昭和48年秦野市条例第25号。以下「条例」という。）第25条の規定の運用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、条例、秦野市火災予防施行規程（平成9年秦野市消防本部告示第1号。以下「規程」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 指定場所 規程第10条に規定する場所をいう。
- (2) 不燃区画 不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸（建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備であるものに限る。）で区画され、かつ、区画を貫通する風道には防火ダンパーが設けられているものをいう。
- (3) 防火区画 建築基準法施行令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は同令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸（常時閉鎖式又は感知器連動のものに限る。）で区画され、かつ、同条第15項及び第16項で定める措置が講じられているものをいう。
- (4) 危険物品 秦野市火災予防条例施行規則（昭和61年規則第11号）第7条第2項各号に規定する物品をいう。
- (5) 禁止行為 指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又はその場所に危険物品を持ち込む行為をいう。
- (6) 解除承認 条例第25条第1項ただし書の規定により、消防長が指定場所における禁止行為の解除を認めることをいう。
- (7) 承認単位 禁止行為の解除承認を適用する範囲をいう。
- (8) 審査基準 解除承認に当たり、申請内容を審査するための基準をいう。

(床面積の算定方法)

第3条 規程第10条第1号イに規定する床面積を算定する場合において1の

防火対象物に2以上の物品販売店舗やマーケットが存在するときは、それらの用途で使用する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものとする。この場合において、事務所などのみなし従属部分の床面積は含まないものとする。

- 2 規程第10条第1号ウ及び同条第2号ウに規定する床面積を算定する場合において1の防火対象物に2以上のキャバレー等が存在するときは、それぞれのキャバレー等ごとの床面積とする。

(指定場所の範囲)

第4条 指定場所の範囲は、次の各号の区分に従い、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 劇場等の舞台 次に定めるとおりとする。

ア 舞台部、奈落及び袖部分並びにこれらに接続する大道具室及び小道具室

イ 楽屋、出演者の控室等（準耐火構造、又は準不燃材料で造られた隔壁で区画され、かつ、その開口部に防火戸が設けられている場合を除く。）

- (2) 劇場等の客席 いす席、座り席、立席等の客席部分及びそれらの間の通路部分

- (3) 百貨店等の売場 次に定めるとおりとする。

ア 物品陳列販売部分及びその間の通路

イ 食料品の加工場及び物品の加工修理コーナー。ただし、次に掲げるものは、含めないものとする。

(ア) ア又は第7号の公衆の出入りする部分（以下「売場等」という。）に隣接しないもの。

(イ) 売場等に隣接しているもののうち、全体が不燃区画されているもの。この場合において、その不燃区画に設ける開口部は、常時閉鎖式防火戸又は煙感知器連動閉鎖式防火戸であるものに限る。

ウ スtock場（売場等に直接面する開口部を有しないものを除く（売場等に隣接している場合にあっては、stock場全体が不燃区画されているものに限る。）。）

エ 写真の現像、洋服等の仕立、クリーニング等の承り所

オ 手荷物一時預かり所、買い物品発送所、買い物相談所、店内案内所、託児所、現金自動支払機室等のサービス施設

- (4) キャバレー等の舞台 第1号の規定を準用する。
- (5) 文化財等の周囲 建造物の周囲3メートル以内の範囲とする。ただし、その建造物に軒又はひさしがあるものについては、これらの水平投影面積に3メートルを加えた範囲とする。
- (6) 劇場等の公衆の出入りする部分 第1号及び第2号以外の部分で、ホワイエ、ロビー、廊下、通路等の公衆が利用する部分
- (7) 百貨店等の公衆の出入りする部分 次に定めるところとする。
 - ア 物産展、展示会等を行う催事場
 - イ 客が利用する屋上等の直接外気に開放された部分
 - ウ 第3号アに隣接し、かつ、利用形態が一体をなしている美容室、理容室、写真室、貸衣装室、生活教室等（不燃区画されているものを除く。）
 - エ 階段、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、休憩所等の公衆の利用する部分
- (8) キャバレー等の公衆が出入りする部分 客席、通路、階段、ホール等の公衆が利用する部分
(指定場所に含めない部分)

第5条 指定場所に含めない部分は、次に各号の区分に従い、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもの 外気が十分に流通し、火災により発生する煙が滞留するおそれの少ない部分
- (2) 自動車車庫又は駐車場 従業員事務所、精算所等駐車場関係者のみを使用する部分
- (3) 伝統的行事及び宗教的行事で火を使用する場所又は居住者が日常生活のために火を使用する場所 次に定めるところとする。
 - ア 個人の居住場所となっている場所
 - イ 祭り、伝統芸能その他の伝統的行事において提灯、かがり火、どんと焼き等で使用する部分
 - ウ 灯明、線香等を宗教的行事において使用する部分
 - エ 茶室等本来の機能が火を使用することを前提としている部分(禁止行為の具体的内容)

第6条 禁止行為の具体的な内容は、次の各号の区分に従い、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 喫煙 マッチ、ライター等で点火し、及び喫煙する一連の行為（条例第25条第4項及び第5項の規定により設置する喫煙所での喫煙行為は除く。）
- (2) 裸火の使用 次に掲げるものを使用する行為をいう。
- ア 炎若しくは火花を発するもの又は赤熱して見える発熱部が外部に露出した状態で使用するもの若しくは外部に露出した発熱部で可燃物が触れたときに、瞬時に着火するおそれのあるもの（発熱部の表面温度が400度以上のもの）
- イ 気体燃料、液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具（直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼器具設備（FF型等）を除く。）
- ウ 電気を熱源とする火気使用設備器具のうちトースター、ヘアドライヤー、電気オーブンのように発熱部が燃焼室、風道又は庫内に面しているもの（公的検査機関の検査に合格しているものを除く。）
- (3) 危険な物品の持込み 危険物品を持ち込む行為。ただし、次に掲げる行為については、含めないものとする。
- ア 百貨店等の売場において、次の物品（販売行為の一環としてとらえる試供品又はサンプルを含む。）を恒常的に陳列又は販売する行為
- (ア) 危険物に該当する製品（1の承認単位当たりの数量が、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）別表第3に規定する指定数量の5分の1未満に限る。）
- (イ) 可燃性固体類及び可燃性液体類に該当する製品（1の承認単位当たりの数量が、条例別表第3に定める数量の5分の1未満のものに限る。）
- (ウ) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用が除外される容器入り可燃性ガス（1の承認単位当たりの取扱いガス総質量が20キログラム以下に限る。）
- (エ) 「SFマーク」（公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示）が付されているがん具用煙火（1の承認単位当たりの総薬量が5キログラム未満のものに限る。）
- イ キャバレー等の公衆の出入りする部分において、次の物品を調理のために使用する行為
- (ア) 危険物に該当する製品（1の承認単位当たりの数量が、危政令別表

第3に規定する指定数量の50分の1未満のものに限る。)

(イ) 可燃性固体類及び可燃性液体類に該当する製品(1の承認単位当たりの数量が、条例別表第3に規定する数量の50分の1未満のものに限る。)

(ウ) 高压ガス保安法の適用が除外される容器入り可燃性ガス(1の承認単位当たりの取扱いガス総質量が5キログラム以下のものに限る。)

ウ 屋内展示場で行う危険物品の展示行為(実演を伴わず展示のみを行う場合で、かつ、危険物品を容器に密閉する場合に限る。)

エ 日常で使用する程度の量のライター、マッチ等を持ち込む行為

オ 車両等の展示行為(運行又は稼働を伴うものを除く。)

カ 潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込む、又は使用する行為

キ 動植物油を調理に使用する行為

ク 日常の清掃用にクリーナー等の危険物品を使用する行為

2 前項の規定にかかわらず、火薬取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第1条の5各号に掲げるがん具用煙火のうちクリスマスクラッカー及び平玉を消費する行為については裸火の使用行為に含まないものとし、その消費行為に伴うその物品の持込みは、危険物品の持込行為に含まないものとする。

(指定場所等における規制の取扱い)

第7条 指定場所等を本来の用途以外の用途で使用する場合の規制の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 指定場所を本来の用途以外の用途(指定場所に該当する用途に限る。)として使用する場合 新たに使用することとなる用途に応じた規制とする。

(2) 指定場所を本来の用途以外の用途(指定場所に該当しない用途に限る。)として使用する場合 いずれの規制も適用しない。

(3) 指定場所以外の場所を本来の用途以外の用途(指定場所に該当する用途に限る。)として使用する場合 新たに使用することとなる用途に応じた規制とする。

2 1の防火対象物に指定場所に該当する用途として使用する場所が2以上存在する場合は、それぞれの指定場所ごとにその用途に応じた規制とする。

- 3 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第8条の規定の適用を受ける指定場所については、別の防火対象物とみなされる指定場所ごとの規制とする。
- 4 「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日消防安第26号消防庁安全救急課長通知）の基準に該当して別棟として取り扱うことができる指定場所については、別棟として取り扱うことができる指定場所ごとの規制とする。
- 5 政令別表第1各項に規定する防火対象物を判定するうえでみなし従属扱いする部分について、その部分を指定場所に該当する用途として使用する場合は、使用する用途に応じた規制とする。
- 6 百貨店等と同一の防火対象物内に存在する飲食店又は百貨店等の客その他不特定多数の者が飲食を行うことができる場所としての形態を有している部分は、「飲食店」としての規制を行う。

（標識の設置）

第8条 標識の設置個所は、次の表の左欄の指定場所の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

指定場所	標識	設置個所
劇場等	禁煙	・舞台の入口
		・客席の入口
		・正面舞台の側壁又は柱等
	火気厳禁	・舞台の入口
		・客席の入口
	危険物品持込み厳禁	・入場者用の入口
キャバレー等	禁煙	・舞台の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込み厳禁	
百貨店等、文化財等	禁煙	・顧客、入場者、利用者用の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込み厳禁	
自動車車庫、駐車場	禁煙	・入場者、利用者用の入口
	火気厳禁	

- 2 劇場等の正面舞台の側壁、柱等への「禁煙」の標識の設置方法は、次の各

号に定めるところによる。

- (1) 原則として、通常の使用状態で視認できる構造のものとする。ただし、暗転により標識が視認できなくなるものについては、次の措置を講じるものとする。

ア 館内放送により「禁煙」の旨を周知させる。

イ 喫煙行為の制止等について、会場関係者を中心とした管理体制の確保を図る。

- (2) 舞台部の構造により標識を効果的に設けることができない場合は、館内放送及び客席等に設置する簡易標識でこれに替えることができるものとする。

3 文化財等への標識の設置方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定場所の関係者が標識の内容を満たすその他の掲示物を掲出する場合は、必ずしも標識を掲出しなくてもよいものとする。この場合において、その掲示物の大きさは、標識の大きさと同様以上でなければならない。

- (2) 次の場合は、標識の設置を省略できるものとする。

ア 建造物の内部の全てのが第5条第3号の規定により指定場所に含まない部分となる場合

イ 橋、門、鳥居等の工作物で鉄製又は耐火構造であるものの場合

4 喫煙所の標識は、指定場所の形態に応じた公衆の目に触れやすい箇所に設置するものとし、標識の個数、その場所の規模及び形態に応じた数とするものとする。

(喫煙所の設置)

第9条 喫煙所の設置に当たっては、次の基準を満たさなければならない。

- (1) 準不燃材料で区画された室内に設けること。ただし、催物等の開催に伴い臨時に設ける場合はこの限りでない。
- (2) 階段室内、エスカレーターの防火区画内、避難口の周囲若しくは避難器具設置場所の周囲又は廊下、通路その他通行のために使用する部分には設けないこと。
- (3) 安定性のある不燃性の吸い殻容器を設置すること。
- (4) 吸い殻容器、椅子等喫煙に必要と認められるもの以外のものは設置しないこと。

(解除承認に当たっての基本的事項)

第10条 解除承認は、審査基準に適合することはもとより、火災予防及び人

命安全上の観点に着目し、その行為に代替方法がなく、社会的に妥当性が認められる場合に行うものとする。

2 解除承認を行う範囲は、申請対象物の規模、消防用設備等の設置状況、防火管理状況等を総合的に判断し、火災予防上支障がないと認める必要最小限にとどめるものとする。

3 解除承認の申請は指定場所ごととし、その承認期間は、その指定場所における解除承認を必要とする行為が客観的に判断して継続する期間又は継続するとみなすことができる期間とする。

(解除承認の適用区分)

第11条 承認要件の適用区分は、次の表に定めるとおりとする。

指定場所		喫煙	裸火使用	危険物品持込み
劇場等	舞台	可	可	可
	客席	否	可	可
	公衆の出入りする部分	—	—	可
百貨店等	売場	否	可	可
	展示部分	否	可	可
	公衆の出入りする部分	否	可	可
キャバレー等	舞台	可	可	可
	公衆の出入りする部分	—	—	可
自動車車庫・駐車場	駐車のに供する部分	否	否	否
文化財等	建造物の内部	否	可	可
	建造物の周囲	否	可	可

(解除承認の申請)

第12条 解除承認の申請は、火災予防条例施行規則第10条の規定により行うものとする。

(審査)

第13条 解除承認の申請の審査要領は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 申請内容が解除承認を行う妥当性を有する行為であること。
- (2) 申請内容が必要最小限の範囲であること。
- (3) 申請内容が審査基準に適合していること。

- (4) 申請に係る行為、機器等は、資料、実験等により明確な特性、性能及び安全性が確認できるものであること。
- (5) 関係者及び行為者が申請内容を適正に履行できるものであること。
- (6) 申請場所が消防法令又は他の防火に関する法令に適合していること。
- (7) 申請に係る行為及び機器等の位置、構造等が、関係法令に定める保安基準に適合していること。
- (8) 1の指定場所を1の承認単位として適用する。ただし、防火区画された部分はそれぞれ別の承認単位として取り扱うものとする。

(解除承認の特例)

第14条 次のいずれかに該当するときは、審査基準によらないで解除承認をすることができるものとする。

- (1) 指定場所の特異性から、その指定場所独自の審査基準を定めても火災予防上支障がないと認められる場合
- (2) 審査基準の範囲を越える禁止行為の申請又は機器等が開発された場合で、解除承認しても火災予防上支障がないと認められる場合

(標準処理期間)

第15条 解除承認の申請に係る標準処理期間は、申請日の翌日から起算して7日とする。

(解除承認の取消し)

第16条 次のいずれかの事由に該当する場合は、承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 解除承認の条件として付した措置の不履行により、火災予防上好ましくないと認める場合
- (2) 解除承認場所から火災を発生させた場合
- (3) 防火対象物又はその部分の事情変更により、承認を継続させることが火災予防上好ましくないと認める場合

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成23年9月1日から施行する。

(火災予防条例第25条の運用基準の廃止)

2 火災予防条例第25条の運用基準（昭和61年秦野市消防長依命通達）は廃止する。

附 則（平成26年4月1日）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月15日）

この基準は、平成27年1月15日から施行する。

審査基準

第1 劇場等の舞台並びに客席及びキャバレー等の舞台に係る審査基準は、次の表に定めるとおりとする。

指定場所	禁止行為	審査基準
劇場等の舞台 キャバレー等の舞台	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 カーテン、幕類、じゅうたん、大道具用合板、展示用合板等は、防災性能を有したものであること。 3 喫煙設備（安定性のある不燃性の吸い殻容器をいう。）が設けられていること。 4 消火器具が設けられていること。 5 防火管理者等による監視体制が講じられていること。
劇場等の舞台・客席 キャバレー等の舞台	裸火使用	1 通行上又は避難上支障がない場所であること。 2 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること。 3 可燃物の転倒又は落下等のおそれがない場所であること。 4 カーテン、幕類、じゅうたん、大道具用合板、展示用合板等は、防災性能を有したものであること。 5 防火管理者等による監視体制が講じられていること。 6 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 7 消火器が設置されていること。 8 承認範囲は次によること。 (1) 電気又は気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。

(2) 液体又は固体燃料を消費する火気使用設備器具は、次によること。

ア 舞台で、演技上必要なものに限ること。

イ 危険物は、引火点が40度以上、かつ、消費量100ミリットル以内であること。

ウ 危険物は漏れ、あふれ又は飛散しないための措置を講じてあること。

エ 火炎を有するものは、火炎の長さが20センチメートル以内であること。

オ 燃烧の炎は安定継続するものであること。

カ 燃烧に際して、火の粉が発生しないこと。

(3) 火薬類を消費する場合（噴き出し煙火を除く。）は、次によること。

ア 飛散した火花が燃えつきるものであること。

イ 火炎を有するものは、火炎の長さが20センチメートル以内であること。

ウ 煙火は固定して消費すること。（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。）

エ 飛しようする煙火は、認められないこと。

オ 火薬類取扱いに関する知識・技術を有する専従員が取り扱うこと。

(4) 噴き出し煙火は、次によること。

ア 実験により特性の確認を行うこと。

イ 煙火は固定して消費するとともに、消費中は移動しないこと。

ウ 飛散した火花が燃えつきるものであること。

エ 火花の飛散範囲は2メートル以内であること。

オ 火花の飛散範囲及びその範囲から周囲2メートルの床面を防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆うこと。

カ 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4メートル並びに周囲2メートル以内には、可燃物を置かないこと。

		<p>キ 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。</p> <p>ク 火花の飛散範囲から6メートル以内に観客がないこと。</p> <p>ケ 煙火消費後に排煙の措置を講じること。</p> <p>コ 消火器を増設するほか、屋内消火栓設備の使用準備を行うこと。</p> <p>サ 火薬類取扱いに関する知識・技術を有する専従員が取り扱うこと。</p>
<p>劇場等の舞台・客席キャバレー等の舞台</p>	<p>危険物の持込み</p>	<p>1 通行上又は避難上支障がない場所であること。</p> <p>2 危険物品の転倒又は落下のおそれのない場所であること。</p> <p>3 カーテン、幕類、じゅうたん、大道具用合板、展示用合板等は、防災性能を有したものであること。</p> <p>4 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</p> <p>5 消火器が設置されていること。</p> <p>6 承認範囲は次によること。</p> <p>(1) 危険物危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類条例別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）ガス総重量0.5キログラムに相当する個数未満であること。</p> <p>(4) 火薬類（打上げ煙火を除く煙火に限る。）火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき、次の個数未満とすること。</p> <p>ア 0.1グラム以下のもの50個</p> <p>イ 0.1グラムを超え15グラム以下のもの10個</p> <p>(5) 煙霧発生機等で、舞台効果のため使用する機器は、次によること。ただし、危険物第1石油類又は第2石油類に該当する発煙剤を用いるものの屋内使用は、解除承認しない。</p>

		<p>ア 機器等の特性、性能等が明確で、かつ、安全性が確認されていること。</p> <p>イ 機器の取扱いに関する知識・技術を有する専従員が取り扱うこと。</p>
--	--	---

第2 劇場等及びキャバレー等の公衆の出入りする部分の審査基準は、次の表に定めるとおりとする。

指定場所	禁止行為	審査基準
劇場等の公衆の出入りする部分 キャバレー等の公衆の出入りする部分	危険物の持込み	<p>1 通行上又は避難上支障がない場所であること。</p> <p>2 危険物品の転倒又は落下のおそれのない場所であること。</p> <p>3 カーテン、幕類、じゅうたん、大道具用合板、展示用合板等は、防災性能を有したものであること。</p> <p>4 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</p> <p>5 消火器が設置されていること。</p> <p>6 承認範囲は次によること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）ガス総重量10キログラムに相当する個数未満であること。</p>

第3 百貨店等の売場及び展示部分の審査基準は、次の表に定めるとおりとする。

指定場所	禁止行為	審査基準
百貨店等の売場・展示の用	裸火の使用	<p>1 通行上又は避難上支障がない場所であること。</p> <p>2 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること。</p> <p>3 可燃物の転倒又は落下等のおそれがない場所であること。</p>

途に供
する部
分

こと。

4 防火管理者等による監視体制並びに消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。

5 出入口、階段等からの水平距離が5メートル以上離れていること。（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）

6 易燃性の可燃物その他の危険物品からの水平距離が5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。

7 消火器が設置されていること。

8 承認範囲は次によること。

(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。

(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。

ア 性能等が明確で安全性が確認されたものであること。

イ 消費量は、1個につき58キロワット以下、総消費量は同一承認単位に存する公衆の出入りする部分と合算して175キロワット以下であること。

ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。（燃料容器組込み型の器具を除く。）

エ 液化石油ガスは、容器組込み型の燃料容器であること。

オ 使用する場所は、不燃区画されていること。

(3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。

ア 燃料の使用量が同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、1日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キ

		<p>로그램、その他の固体のもの5キログラム以下であること。</p> <p>イ 使用する場所は、不燃区画されていること。</p>
百貨店等の売場・展示の用途に供する部分	危険物の持込み	<p>1 通行上又は避難上支障がない場所であること。</p> <p>2 危険物品の転倒又は落下のおそれのない場所であること。</p> <p>3 防火管理者等による監視体制並びに消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>4 消火器が設置されていること。</p> <p>5 出入口、階段等からの水平距離3メートル（危険物（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物則」という。）第44条第2項から第5項までに規定するものを除く。）の場合にあっては、6メートル）以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>6 火気使用場所から水平距離が5メートル以上離れていること（不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>7 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。</p> <p>8 承認範囲は、同一承認単位内に存する公衆の出入りする部分と合算して、次によること。</p> <p>(1) 危険物危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類条例別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。</p> <p>9 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為を行う場所は、不燃区画されていること。</p>

第4 百貨店等の公衆の出入りする部分の審査基準は、次の表に定めるとお

りとする。

指定場所	禁止行為	審査基準
百貨店等の公衆の出入りする部分	裸火の使用	<p>1 通行上又は避難上支障がない場所であること。</p> <p>2 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること。</p> <p>3 可燃物の転倒又は落下等のおそれがない場所であること。</p> <p>4 防火管理者等による監視体制並びに消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>5 出入口、階段等からの水平距離が5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>6 易燃性の可燃物その他の危険物品からの水平距離が5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>7 消火器が設置されていること。</p> <p>8 承認範囲は次によること。</p> <p>(1) 催事場等</p> <p>ア 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</p> <p>イ 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は次によること。</p> <p>(ア) 性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</p> <p>(イ) 消費量は、1個につき58キロワット以下、総消費量は同一承認単位に存する売場と合算して175キロワット以下であること。</p> <p>(ウ) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。（燃料容器組込み型の器具を除く。）</p>

		<p>(イ) 液化石油ガスは、容器組込み型の燃料容器であること。</p> <p>(オ) 使用する場所は、不燃区画されていること。</p> <p>ウ 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、燃料の使用量が同一承認単位内に存する売り場と合算して、1日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下であること。</p> <p>(2) 兼業事業部分 前号の規定を準用する。ただし、床面積の合計が3,000平方メートル以上の大規模な百貨店等の場合は、電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</p> <p>(3) 直接外気に開放された部分 火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</p>
<p>百貨店等の公衆の出入りする部分</p>	<p>危険物品の持ち込み</p>	<p>1 通行上又は避難上支障がない場所であること。</p> <p>2 危険物品の転倒又は落下等のおそれのない場所であること。</p> <p>3 防火管理者等による監視体制並びに消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>4 消火器が設置されていること。</p> <p>5 出入口、階段等から水平距離3メートル（危険物（危険物規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。）の場合にあっては、6メートル）以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>6 火気使用場所からの水平距離が5メートル以上離れていること（不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>7 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。</p> <p>8 承認範囲は、同一承認単位内に存する公衆の出入り</p>

		<p>する部分と合算して、次によること。</p> <p>(1) 催事場等</p> <p>ア 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>イ 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>ウ 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。</p> <p>(2) 兼業事業部分 前号の規定を準用する。ただし、床面積の合計が3,000平方メートル以上の大規模な百貨店等の場合は、煮沸行為を伴わない危険物、可燃性固体類、可燃性液体類の持込みに限ること。</p> <p>(3) 直接外気に開放された部分 数量等の制限なし。</p>
--	--	--

表5 文化財等の内部・周囲の審査基準は、次の表に定めるとおりとする。

指定場所	禁止行為	審査基準
文化財等の内部・周囲	裸火の使用	<p>1 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること。</p> <p>2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがない場所であること。</p> <p>3 防火管理者による監視体制並びに消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>4 消火器が設置されていること。</p> <p>5 承認範囲は、次によること。</p> <p>(1) 電気又は気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</p> <p>(2) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、1日の使用量が木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のも</p>

		の5キログラム以下であること。
文化財等の内部・周囲	危険物品の持ち込み	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物品の転倒又は落下等のおそれのない場所であること。 2 防火管理者等による監視体制並びに消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。 3 消火器が設置されていること。 4 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。 5 承認範囲は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の50分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める指定数量の50分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-069-02

処 分 の 名 称	タンクの水張検査等																	
根拠法令・条例等名	秦野市火災予防条例																	
条 項	第49条の2																	
所 管 部 課 等	部課等名	消防本部予防課																
	電話番号	0463-81-5240																
基 準	法令基準	<p>1 地下タンク及び移動タンク以外のタンク</p> <p>その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。</p> <p>ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="539 1232 1417 1617"> <thead> <tr> <th>タンクの容量</th> <th>板の厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40 ㍓以下のもの</td> <td>1.0 mm以上</td> </tr> <tr> <td>40 ㍓を超え100 ㍓以下のもの</td> <td>1.2 mm以上</td> </tr> <tr> <td>100 ㍓を超え250 ㍓以下のもの</td> <td>1.6 mm以上</td> </tr> <tr> <td>250 ㍓を超え500 ㍓以下のもの</td> <td>2.0 mm以上</td> </tr> <tr> <td>500 ㍓を超え1,000 ㍓以下のもの</td> <td>2.3 mm以上</td> </tr> <tr> <td>1,000 ㍓を超え2,000 ㍓以下のもの</td> <td>2.6 mm以上</td> </tr> <tr> <td>2,000 ㍓を超えるもの</td> <td>3.2 mm以上</td> </tr> </tbody> </table>	タンクの容量	板の厚さ	40 ㍓以下のもの	1.0 mm以上	40 ㍓を超え100 ㍓以下のもの	1.2 mm以上	100 ㍓を超え250 ㍓以下のもの	1.6 mm以上	250 ㍓を超え500 ㍓以下のもの	2.0 mm以上	500 ㍓を超え1,000 ㍓以下のもの	2.3 mm以上	1,000 ㍓を超え2,000 ㍓以下のもの	2.6 mm以上	2,000 ㍓を超えるもの	3.2 mm以上
		タンクの容量	板の厚さ															
40 ㍓以下のもの	1.0 mm以上																	
40 ㍓を超え100 ㍓以下のもの	1.2 mm以上																	
100 ㍓を超え250 ㍓以下のもの	1.6 mm以上																	
250 ㍓を超え500 ㍓以下のもの	2.0 mm以上																	
500 ㍓を超え1,000 ㍓以下のもの	2.3 mm以上																	
1,000 ㍓を超え2,000 ㍓以下のもの	2.6 mm以上																	
2,000 ㍓を超えるもの	3.2 mm以上																	
		<p>2 地下タンク</p> <p>厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。</p>																

基準	法令基準	3 移動タンク 厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有すパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準処理期間	期間 (未設定の場合はその理由)	7日（検査を行った日から起算する。）
	更新日	令和8年3月31日
備考		